

# 高砂市議会定例会議案

令和8年6月

# 目 次

ページ

高報第5号	専決処分をしたものにつき承認を求めることについて……………	1
	高専第5号 損害賠償の額を定めることについて	
高報第6号	専決処分をしたものにつき承認を求めることについて……………	3
	高専第6号 損害賠償の額を定めることについて	
高報第7号	令和7年度高砂市一般会計繰越明許費繰越計算書について……………	5
高報第8号	令和7年度高砂市水道事業会計予算繰越計算書について……………	7
高報第9号	令和7年度高砂市下水道事業会計予算繰越計算書について……………	9
高報第10号	一般財団法人高砂市勤労福祉財団の経営状況の報告について……………	11
高報第11号	公益財団法人結のたかさご（公益財団法人高砂市施設利用振興財団）の経 営状況の報告について……………	41
高議第24号	高砂市市税条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	97
高議第25号	高砂市医療費助成条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	111
高議第26号	高砂市水道事業及び工業用水道事業並びに下水道事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	113
高議第27号	高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めるこ とについて……………	115
高議第28号	高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めること について……………	117
高予第22号	第2回令和8年度高砂市一般会計補正予算……………	119
高予第23号	第2回令和8年度高砂市水道事業会計補正予算……………	165

高報第5号

専決処分をしたものにつき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和8年6月9日提出

高砂市長 都 倉 達 殊



高報第6号

専決処分をしたものにつき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和8年6月9日提出

高砂市長 都 倉 達 殊



高報第7号

令和7年度高砂市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和7年度高砂市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越した  
たので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定  
により報告する。

令和8年6月9日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

令和7年度高砂市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入特定財源		未収入特定財源			その他
					円	円	円	円		
② 総務費	(2) 徴税費	市税賦課事務事業	5,720,000	5,720,000	0	0	0	0	5,720,000	
		(3) 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務事業	5,346,000	5,346,000	0	0	0	0	
	③ 民生費	(3) 児童福祉費	高齢者対応手当支給事業	3,212,000	3,040,000	0	0	0	0	
(1) 保健衛生費			水道事業会計繰出事業	3,900,000	3,900,000	0	3,900,000	0	0	
④ 土木費	(2) 道路橋りょう費	道路維持管理事業	56,500,000	16,000,000	0	8,000,000	0	0	8,000,000	
		JR曾根駅周辺整備事業	473,000	473,000	0	235,000	200,000	38,000	0	
		橋りょう耐震化事業	110,000,000	110,000,000	0	43,000,000	60,300,000	0	6,700,000	
⑤ 都市計画費	(3) 河川費	河川改良事業	200,000,000	200,000,000	0	0	200,000,000	0	0	
		都市計画マスタープラン策定事業	5,170,000	5,170,000	0	0	0	0	5,170,000	
⑩ 消防費	(1) 消防費	消防自動車購入事業	266,645,000	266,645,000	0	0	266,600,000	0	45,000	
		(2) 小学校教育費	小学校教育施設建設事業	112,616,000	112,616,000	0	22,562,000	82,500,000	0	7,554,000
⑪ 教育費	(3) 中学校費	中学校施設建設事業	24,814,000	24,814,000	0	3,981,000	20,600,000	0	233,000	
		合計	794,396,000	753,724,000	0	86,164,000	634,100,000	38,000	33,422,000	

高報第8号

令和7年度高砂市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和7年度高砂市水道事業会計予算において、次のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月9日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

令和7年度 高砂市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			翌年度繰越する額をなしたの購入限度額	説明
						特定財	一般財	一般財		
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良事業	624,500,000	406,200,000	218,300,000	187,435,000	30,865,000	0	0	国の補助金の有効活用及び関係機関や他事業との協議に時間を要したため。
		給水車購入事業	19,600,000	0	19,600,000	11,237,000	8,363,000	0	0	国の補助金を有効活用するため。

高報第9号

令和7年度高砂市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和7年度高砂市下水道事業会計予算において、次のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月9日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

令和7年度 高砂市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			翌年度係る繰越額をなす購入限度額	説明
						特定財	一般財	一般財		
1	資本的支出 1 建設改良費	管渠建設事業	72,000,000	3,400,000	68,600,000	68,600,000	0	0	0	国の補助金の有効活用、支障物件の移設及び他事業との工程調整に時間を要したため。
		終末処理場建設事業	30,000,000	0	30,000,000	30,000,000	0	0	0	国の補助金を有効活用するため。

高報第10号

一般財団法人高砂市勤労福祉財団の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人高砂市勤労福祉財団の令和7年度の決算書等を次のとおり報告する。

令和8年6月9日提出

高砂市長 都 倉 達 殊



# 一般財団法人高砂市勤労福祉財団の経営状況

## 令和7年度 事業報告書

令和 7 年 度

事 業 報 告 書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

一般財団法人 高砂市勤労福祉財団

# 目 次

## 事 業 報 告 書

### 1 概 要

- (1) 総 括 事 項・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
- (2) 理 事 会 に 関 す る 事 項・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
- (3) 評 議 員 会 に 関 す る 事 項・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
- (4) 監 査 に 関 す る 事 項・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
- (5) 役 員 に 関 す る 事 項・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4
- (6) 評 議 員 に 関 す る 事 項・・・・・・・・・・・・・・・・P. 5
- (7) 職 員 に 関 す る 事 項・・・・・・・・・・・・・・・・P. 5

### 2 事 業

- (1) 福 利 厚 生 事 業 の 報 告・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6
- (2) 施 設 管 理 運 営 事 業 の 報 告・・・・・・・・・・・・・・・・P. 8
- (3) 相 談 及 び 情 報 提 供 事 業 の 報 告・・・・・・・・・・・・・・・・P. 8
- (4) 啓 発 事 業 の 報 告・・・・・・・・・・・・・・・・P. 9
- (5) そ の 他 の 事 業 の 報 告・・・・・・・・・・・・・・・・P. 11

### 3 財 務 諸 表

- (1) 正 味 財 産 増 減 計 算 書・・・・・・・・・・・・・・・・P. 13
- (2) 正 味 財 産 増 減 計 算 書 ( 予 算 対 比 ) ・・・・・・・・・・・・・・・・P. 17
- (3) 貸 借 対 照 表・・・・・・・・・・・・・・・・P. 21
- (4) 財 産 目 録・・・・・・・・・・・・・・・・P. 23
- (5) 財 務 諸 表 の 注 記・・・・・・・・・・・・・・・・P. 24

監 査 報 告 書 ・・・・・・・・・・・・・・・・P. 25

# 事業報告書

## 1 概要

### (1) 総括事項

当法人の設置目的である“高砂市の勤労者福祉の充実及び向上”を図るため、定款第4条に規定する事業を令和7年度の事業計画に基づき実施した。

公益目的支出計画に基づく福利厚生事業においては、年間を通して健康講座のヨガ4教室と教養講座の華道教室を実施するとともに、8月には夏の体験事業として「親子工作教室」を、10月には「親子芋ほり体験」を、1月には野球解説者であり高砂市応援大使でもある金村義明氏を講師に迎えて「労働文化講演会」を、2月には「市民体力測定会」を開催した。

相談事業では、「就労支援出張相談会」を月2回（第2・4火曜日）、「就労自立支援セミナー&相談会」を年間9回実施した。令和8年1月には高砂市主催の「福祉・医療のお仕事合同説明会・相談会」を、また、令和8年2月には高砂市主催の「地元企業合同就職面接&相談会」を共催事業として実施した。

啓発事業では、「生活応援セミナー（子育て編）」として、7月には「ちびっこフェスティバル」を、12月に「きらきらクリスマス会」を開催した。また、6月には「生活応援セミナー（くらし編）」を開催した。また、子育て支援事業を7回実施した。

施設管理運営事業では、高砂市から指定管理者の指定を受け、施設の管理運営を行った。

令和7年度の利用件数は1,817件で、前年度に比べて147件（9%）の増となった。

指定管理者としての自主事業では、大人英会話教室、ボディコントロール教室及びサンデーヨガ教室をそれぞれ1講座実施した。

財団の収支状況は、経常収益が37,812,976円、経常費用が38,242,176円となり、当期経常増減額は429,200円の減額となった。各会計ごとの収支は、公益目的事業を実施するための「実施事業等会計」が736円の増額、指定管理業務等を行う「その他会計」が、69,158円の増額、財団管理費としての「法人会計」が499,094円の減額であった。

(2) 理事会に関する事項

区 分	開催年月日	内 容	結 果
第1回	令和7年5月14日	第1号議案 令和6年度（一財）高砂市勤労福祉財団事業報告の承認を求めることについて	承認
		第2号議案 令和6年度（一財）高砂市勤労福祉財団財務諸表の承認を求めることについて	承認
		第3号議案 公益目的支出計画実施報告書の承認を求めることについて	承認
		第4号議案 令和7年度 定時評議員会の招集について	承認
第2回	令和7年5月30日	第5号議案 （一財）高砂市勤労福祉財団の理事長及び副理事長の選定について	承認
第3回	令和7年8月20日	第6号議案 （一財）高砂市勤労福祉財団の存続期間の設定について	可決
		第7号議案 （一財）高砂市勤労福祉財団の定款を変更することについて	可決
		第8号議案 令和7年度 臨時評議員会（第2回評議員会）の招集について	承認
第4回	令和8年2月16日	第9号議案 一般財団法人 高砂市勤労福祉財団の清算人の選任について	可決
		第10号議案 一般財団法人 高砂市勤労福祉財団の残余財産の帰属先について	可決
		第11号議案 清算一般財団法人の監事の選任について	可決
		第12号議案 一般財団法人 高砂市勤労福祉財団の定款の一部変更について	可決
		第13号議案 清算一般財団法人の清算年度の収支予算について	可決
		第14号議案 一般財団法人 高砂市勤労福祉財団の基本財産の処分について	可決
		第15号議案 一般財団法人 高砂市勤労福祉財団の主たる事務所の移転について	可決
		第16号議案 令和7年度 臨時評議員会（第3回評議員会）の招集について	承認

(3) 評議員会に関する事項

区分	開催年月日	内 容	結 果
第1回	令和7年5月29日	審議第1号 令和6年度（一財）高砂市勤労福祉財団事業報告の承認を求めることについて	承認
		審議第2号 令和6年度（一財）高砂市勤労福祉財団財務諸表の承認を求めることについて	承認
		審議第3号 公益目的支出計画実施報告書の承認を求めることについて	承認
		審議第4号 評議員の選任について	選任
		審議第5号 理事の選任について	選任
		審議第6号 監事の選任について	選任
第2回	令和7年8月26日	審議第7号 （一財）高砂市勤労福祉財団の存続期間の設定について	可決
		審議第8号 （一財）高砂市勤労福祉財団の定款を変更することについて	可決
第3回	令和8年3月4日	審議第9号 一般財団法人 高砂市勤労福祉財団の清算人の選任について	選任
		審議第10号 一般財団法人 高砂市勤労福祉財団の残余財産の帰属先について	可決
		審議第11号 清算一般財団法人の監事の選任について	選任
		審議第12号 一般財団法人 高砂市勤労福祉財団の定款の一部変更について	可決
		審議第13号 清算一般財団法人の清算年度の収支予算について	承認
		審議第14号 一般財団法人 高砂市勤労福祉財団の基本財産の処分について	可決
		審議第15号 一般財団法人 高砂市勤労福祉財団の主たる事務所の移転について	承認

(4) 監査に関する事項

区分	開催年月日	内 容
決算時監査	令和7年5月7日	令和6年度 決算監査
中間監査	令和7年11月13日	令和7年度 中間監査

(5) 役員に関する事項

区分	氏名	R7.4.1 R7.5.14 R7.5.29	R8.3.31
理事	浜谷 和英	5/29 重任	理事長
	月嶋 真	5/29 重任	
	谷口 誠也	5/29 重任	
	青柳 淳	5/29 重任	
	小林 弘憲	5/29 退任	
	久保 雅一	5/29 就任	
	田中 庄次	5/29 重任	
	谷井 寛	5/29 重任	
監事	澤田 尚也	5/29 重任	
	安雲 一人	5/29 重任	
	砂川 佳寛	5/29 重任	

(6) 評議員に関する事項

区分	氏名	R7.4.1	R7.5.29	R8.3.31
評議員	大谷 和弘		5/29 退任	
	石谷 嘉英		5/29 就任	
	逸見 信也		5/29 重任	
	都倉 隆宏		5/29 重任	
	阪本基美夫		5/29 重任	
	満田美智代		5/29 重任	
	時本 佳弘		5/29 重任	
	糺谷 正芳		5/29 重任	
	北川 忍		5/29 退任	
	内田 雅英		5/29 就任	
	荻野 章広		5/29 退任	
	川平 貴儀		5/29 就任	
	森岡 修平		5/29 重任	

(7) 職員に関する事項 (令和8年3月末 現在)

事務局長	所長	事務員	計	備考
1人	1人	3人	5人	

## 2 事業

### (1) 福利厚生事業の報告（定款第4条第1号）

教養文化、研修、スポーツ、健康等の福利厚生に関する事業を実施した。

#### ア 健康講座

講座名	対象者	定員	実施日	時間帯	受講者		受講料 (月額)
					延べ人数	1回平均	
リラックスヨガ 火曜前半	勤労者等	14名	毎週火曜日 48回	9:30~10:30	480名	10.0名	2,000円
リラックスヨガ 火曜後半	〃	14名	毎週火曜日 48回	10:45~11:45	324名	6.8名	2,000円
リラックスヨガ 水曜前半	〃	14名	毎週水曜日 48回	9:30~10:30	498名	10.4名	2,000円
リラックスヨガ 水曜後半	〃	14名	毎週水曜日 48回	10:45~11:45	462名	10.4名	2,000円
リラックスヨガ 水曜夜間	〃	14名	毎週水曜日 48回	19:00~20:30	524名	10.9名	2,000円
ストレッチヨガ 金曜前半	〃	15名	毎週金曜日 48回	9:30~10:30	589名	12.3名	2,000円
ストレッチヨガ 金曜後半	〃	15名	毎週金曜日 48回	10:45~11:45	451名	9.4名	2,000円

#### イ 教養講座

( )は令和6年度

講座名	対象者	定員	実施日	時間帯	受講者		受講料 (月額)
					延べ人数	1回平均	
華道	勤労者等	16名	第2・4木曜日 24回	13:30~14:30	302名 (276名)	12.6名 (11.5名)	1,000円

#### ウ 親子工作教室

( )は令和6年度

対象者	定員	実施日	時間帯	参加者	参加料
勤労者等	親子30組	8月2日(土)	9:30~12:00	7組 17名 (15組 39名)	1,000円/1作品
○ 講師	岸本 彰治 氏 ・ 岸本 千恵 氏				
○ 内容	夏休みの思い出に親子で楽しく「リバーシブル対応ツリー★オブジェ」				
○ 対象者	勤労者及び一般市民とその子ども				
○ 共催団体	高砂市労働者福祉協議会、高砂市中小企業労働福祉協議会				

エ 市民体力測定会（「親子体力測定会」の代替事業として実施）（ ）は令和6年度

対象者	定員	実施日	時間帯	参加者	参加料
第1部 65歳以上の男女	50名	2月7日(土)	9:30~10:30	33名 ( - )	無料
第2部 6歳から64歳までの男女	50名		10:45~11:45	53名 ( - )	
○ 内 容	第1部 握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち、10m障害物歩行 第2部 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび				
○ 対 象 者	第1部 勤労者及び一般市民（65歳以上） 第2部 勤労者及び一般市民（小学1年生から64歳まで）				
○ 主 催 団 体	高砂市健康こども部健康文化室文化スポーツ課				
○ 共 催 団 体	高砂市スポーツ推進委員会、（一財）高砂市勤労福祉財団				

オ 親子芋ほり体験（ ）は令和6年度

対象者	定員	実施日	時間帯	参加者	参加料
勤労者等	親子30組	10月25日(土)	10:00~12:00	26組 89名 (28組 106名)	1組 1,000円 (1組 1,000円)
○ 内 容	親子で楽しく芋ほり体験				
○ 場 所	阿弥陀町阿弥陀（農講阿弥陀グループ）の畑				
○ 対 象 者	勤労者及び一般市民とその子ども				
○ 共 催 団 体	高砂市労働者福祉協議会、高砂市中小企業労働福祉協議会				

カ 労働文化講演会（ ）は令和6年度

対象者	定員	実施日	時間帯	参加者	参加料
勤労者等	200名	1月12日(月・祝)	10:30~12:00	181名 (107名)	無 料
○ 講 師	金 村 義 明 氏（高砂市応援大使、野球解説者）				
○ 内 容	果報は動いてつかむ				
○ 共 催 団 体	高砂市労働者福祉協議会、高砂市中小企業労働福祉協議会				
○ 後 援	高 砂 市				

(2) 施設管理運営事業の報告（定款第4条第2号）

高砂市が設置する高砂市勤労者総合福祉センターを良好な状態で管理するとともに、教養文化の向上、健康の維持増進及び心身のリフレッシュを図る場所を提供した。

高砂市勤労者総合福祉センター（生石研修センター）

(単位：件)

室名	利用件数	前年度 利用件数	増減	備考
多目的ホール	205	318	△ 113	
会議室（1）	159	172	△ 13	
教養文化室	648	310	338	
研修室（1）	367	451	△ 84	
会議室（2）	145	123	22	
研修室（2）	256	262	△ 6	
図書室	37	34	3	無料
合計	1,817	1,670	147	

(3) 相談及び情報提供事業の報告（定款第4条第3号）

勤労者が就労していく過程での様々な問題について、専門的な立場から適切な助言指導を行うとともに、勤労者福祉に関する情報の収集及び提供を行った。

ア 相談事業内容

( )は令和6年度

事業名	対象者	実施日	時間帯	相談及び参加人数	備考
就労支援出張相談会	15～49歳までの 就労を希望する方	第2・4 火曜日	13:00～16:00	55件 (51件)	
就職自立支援 セミナー & 相談会  (あかし若者サポート ステーション)	一般市民	6月10日(火)	10:00～12:00	14名	
		7月8日(火)		10名	
		9月9日(火)		7名	
		10月14日(火)		10名	
		11月11日(火)	7名		
		12月13日(土)	10:00～13:00	4名	
		1月13日(火)	10:00～12:00	6名	
		2月10日(火)		7名	
3月10日(火)	11名				

事業名	対象者	実施日	時間帯	参加者
福祉・医療のお仕事 合同説明会・相談会 (旧ミニ面接会)	勤労者等	1月23日(金)	13:30～15:30	説明会 50名(19名) 個人面談会 8名(4名)
○ 参加事業所	3 法人			
○ 主催団体	高砂市・ハローワーク加古川			
○ 共催団体	(一財)高砂市勤労福祉財団			

事業名	対象者	実施日	時間帯	面接・相談者数	備考
地元企業合同 就職面接&相談会	一般求職者	2月4日(水)	13:30~16:00	70名 (51名)	
○ 参加企業	27社				
○ 主催団体	高砂市、ハローワーク加古川				
○ 共催団体	(一財)高砂市勤労福祉財団				
○ 協力	高砂商工会議所、あかし若者サポートステーション				

事業名	対象者	実施日	時間帯	相談件数	備考
くらしの なんでも相談会	勤労者等	※ 日程調整できずに中止した。		— (21件)	

#### イ 資料の収集と提供

- ① 図書（労働・健康・余暇・福祉等）の閲覧を行った。
- ② ハローワーク加古川から情報の提供を受け、それらの情報を情報コーナーにおいて提供した。

#### (4) 啓発事業の報告（定款第4条第4号）

勤労者福祉に関する啓発を図るための各種セミナーを開催した。

#### 生活応援セミナー

##### ア 子育て編

( )は令和6年度

セミナー名	対象者	定員	実施日	時間帯	参加者	参加料
ちびっこフェスティバル	就園前のこどもから小学生と保護者	80組	7月28日(月)	10:00~11:30	53組 133名 (49組 109名)	無料
○ 内容	風船で遊ぼう					
○ 主催団体	(一財)高砂市勤労福祉財団、高砂市子育て支援センター					
○ 共催団体	高砂市労働者福祉協議会、高砂市中小企業労働福祉協議会					

( )は令和6年度

セミナー名	対象者	定員	実施日	時間帯	参加者	参加料
きらきらクリスマス	就園前のこどもと保護者	100組	12月11日(木)	10:00~11:00	44組 99名 (62組 154名)	無料
○ 内容	お話とリズム遊びをみんなで楽しもう♪					
○ 主催団体	(一財)高砂市勤労福祉財団、高砂市子育て支援センター					
○ 共催団体	高砂市労働者福祉協議会、高砂市中小企業労働福祉協議会					

#### イ 法律編

くらし編を2回に拡充させたため実施しなかった。

ウ くらし編

① 健康講座

( )は令和6年度

テーマ	対象者	実施日	時間帯	参加者	参加料
1部 親子で体操	妊婦、就園前のこどもと保護者	6月5日(木)	10:00~11:30	52名 (40名)	無料
2部 骨の歪を整えて 体の不調を改善!	健康に興味・関心のある方、子育て中の保護者		13:00~14:30	15名 (14名)	無料
○ 講師 倉谷亜由美氏					
○ 共催団体 高砂市労働者福祉協議会、高砂市中小企業労働福祉協議会					

② 癒しの講座

テーマ	対象者	実施日	時間帯	参加者	参加料
午前の部 アロマオイルについて学ぼう!	妊婦及び子育て中の保護者	6月30日(月)	10:00~11:30	36名 (—)	無料
午後の部 好きな香りを作ろう!	香りに興味関心のある方		13:00~14:30	18名 (—)	無料
○ 講師 井村亜希子氏					
○ 共催団体 高砂市労働者福祉協議会、高砂市中小企業労働福祉協議会					

子育て支援事業

( )は令和6年度

名称等	対象者	実施日	時間帯	参加者	参加料
第1回 サークル交流会	子育てサークルの親子	5月29日(木)	10:00~11:00	95名 (95名)	無料
第2回 サークル交流会	子育てサークルの親子	7月3日(木)	10:00~11:00	97名 (86名)	無料
つどいの広場	就園前から小学生のこどもと保護者	8月25日(月)	10:00~11:00	24名 (—)	無料
第3回 サークル交流会	子育てサークルの親子	9月4日(木)	10:00~11:00	34名 (41名)	無料
第4回 サークル交流会	子育てサークルの親子	10月23日(木)	10:00~11:00	52名 (45名)	無料
子育て講座	妊婦、子育て中の保護者、子育て支援に携わる方、講座に興味のある方	11月28日(金)	10:00~11:00	32名 (—)	無料
第5回 サークル交流会	子育てサークルの親子	1月29日(木)	10:00~11:00	102名 (80名)	無料

(5) その他の事業の報告（定款第4条第5号）

財団（指定管理者）の自主事業として次の事業を実施した。

ア 英会話教室

（ ）は令和6年度

コース	対象者	定員	実施回数	時間帯	受講者		受講料 (月額)
					延べ人数	1回平均	
大人	勤労者等	20名	土曜日 42回	10:00~12:00	419名 (463名)	10.0名 (11.0名)	3,500円
○ 内 容 大人の学び直し 初級							

イ 健康講座

（ ）は令和6年度

講座名	対象者	定員	実施日	時間帯	受講者		受講料 (月額)
					延べ人数	1回平均	
ボディコントロール教室	勤労者等	16名 (30名)	毎週火曜日 48回	19:00~20:30	637名 (548名)	13.3名 (10.9名)	2,000円
サンデーヨガ教室	勤労者等	16名 (15名)	第1・3日曜日 24回	10:00~11:30	275名 (259名)	11.5名 (10.8名)	1,000円



### 3. 財務諸表

#### (1) 正味財産増減計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0
事業収益	30,387,100	31,443,337	△ 1,056,237
事業収益	12,562,100	14,135,000	△ 1,572,900
指定管理料収益	17,825,000	17,308,337	516,663
受取補助金等	7,270,000	6,752,000	518,000
受取市補助金	7,270,000	6,752,000	518,000
雑収益	155,876	179,218	△ 23,342
受取利息	14,965	10,769	4,196
雑収益	140,911	168,449	△ 27,538
経常収益計	37,812,976	38,374,555	△ 561,579
(2) 経常費用			
事業費	34,232,958	35,391,559	△ 1,158,601
給料手当	10,863,200	10,413,200	450,000
臨時雇賃金	0	0	0
福利厚生費	1,788,654	1,817,363	△ 28,709
旅費交通費	5,000	5,000	0
通信運搬費	124,654	104,434	20,220
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	116,647	311,915	△ 195,268
修繕費	345,307	1,368,337	△ 1,023,030
印刷製本費	103,601	132,631	△ 29,030
燃料費	2,277,292	2,716,705	△ 439,413
光熱水料費	3,340,393	3,193,074	147,319
賃借料	184,305	198,825	△ 14,520
使用料	1,688,036	2,958,245	△ 1,270,209
保険料	242,750	253,350	△ 10,600
諸謝金	3,080,000	2,862,000	218,000
租税公課	951,800	1,054,500	△ 102,700
原材料費	11,000	12,500	△ 1,500
委託費	8,905,511	7,693,695	1,211,816
雑費	204,808	295,785	△ 90,977

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管理費	4,009,218	3,449,533	559,685
給料手当	1,490,000	1,440,000	50,000
臨時雇賃金	0	0	0
福利厚生費	268,976	254,525	14,451
会議費	5,596	6,782	△ 1,186
旅費交通費	158,760	128,600	30,160
通信運搬費	107,058	103,758	3,300
減価償却費	0	0	0
消耗品費	22,602	47,455	△ 24,853
修繕費	27,693	7,200	20,493
印刷製本費	69,270	72,000	△ 2,730
賃借料	28,303	28,303	0
使用料	429,950	394,550	35,400
保険料	144,130	147,590	△ 3,460
租税公課	555,200	547,000	8,200
負担金	23,400	26,400	△ 3,000
委託費	220,000	220,000	0
雑費	458,280	25,370	432,910
経常費用計	38,242,176	38,841,092	△ 598,916
当期経常増減額	△ 429,200	△ 466,537	37,337
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	499,999	0	499,999
車両運搬具売却益	499,999	0	499,999
経常外収益計	499,999	0	499,999
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	299,936	0	299,936
電話加入権除却損	299,936	0	299,936
経常外費用計	299,936	0	299,936
当期経常外増減額	200,063	0	200,063
当期一般正味財産増減額	△ 229,137	△ 466,537	237,400
一般正味財産期首残高	8,123,509	8,590,046	△ 466,537
一般正味財産期末残高	7,894,372	8,123,509	△ 229,137
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	107,894,372	108,123,509	△ 229,137

# 正味財産増減計算内訳表

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	合 計
	福利厚生事業	相談事業	啓発事業	小 計	研修センター	自主事業	小 計		
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業収益	2,291,000	0	0	2,291,000	26,960,600	1,135,500	28,096,100	0	30,387,100
福利厚生事業収益	2,291,000	0	0	2,291,000	0	0	0	0	2,291,000
研修センター利用料収益	0	0	0	0	9,135,600	0	9,135,600	0	9,135,600
自主事業収益	0	0	0	0	0	1,135,500	1,135,500	0	1,135,500
指定管理料収益	0	0	0	0	17,825,000	0	17,825,000	0	17,825,000
受取補助金等	2,526,010	696,540	556,450	3,779,000	0	0	0	3,491,000	7,270,000
受取市補助金	2,526,010	696,540	556,450	3,779,000	0	0	0	3,491,000	7,270,000
雑収益	0	0	0	0	67,035	69,717	136,752	19,124	155,876
受取利息	0	0	0	0	12,231	0	12,231	2,734	14,965
雑収益	0	0	0	0	54,804	69,717	124,521	16,390	140,911
経常収益計	4,817,010	696,540	556,450	6,070,000	27,027,635	1,205,217	28,232,852	3,510,124	37,812,976
(2) 経常費用									
事業費	4,920,333	635,816	513,115	6,069,264	26,964,089	1,199,605	28,163,694	0	34,232,958
給料手当	894,000	298,000	298,000	1,490,000	9,373,200	0	9,373,200	0	10,863,200
臨時雇賃金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福利厚生費	148,080	49,356	49,355	246,791	1,541,863	0	1,541,863	0	1,788,654
旅費交通費	5,000	0	0	5,000	0	0	0	0	5,000
通信運搬費	13,034	0	1,650	14,684	109,970	0	109,970	0	124,654
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	13,216	4,510	4,510	22,236	94,411	0	94,411	0	116,647
修繕費	0	0	0	0	345,307	0	345,307	0	345,307
印刷製本費	0	0	0	0	103,601	0	103,601	0	103,601
燃料費	0	0	0	0	2,277,292	0	2,277,292	0	2,277,292
光熱水料費	0	0	0	0	3,340,393	0	3,340,393	0	3,340,393
賃借料	0	0	0	0	184,305	0	184,305	0	184,305
使用料	1,092,800	99,000	139,600	1,331,400	13,136	343,500	356,636	0	1,688,036
保険料	210,900	0	0	210,900	12,650	19,200	31,850	0	242,750
諸謝金	2,238,000	0	20,000	2,258,000	0	822,000	822,000	0	3,080,000
租税公課	0	0	0	0	951,800	0	951,800	0	951,800
原材料費	11,000	0	0	11,000	0	0	0	0	11,000
委託費	210,000	180,000	0	390,000	8,515,511	0	8,515,511	0	8,905,511
雑費	84,303	4,950	0	89,253	100,650	14,905	115,555	0	204,808

(単位：円)

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	合 計
	福利厚生事業	相談事業	啓発事業	小 計	研修センター	自主事業	小 計		
管理費	0	0	0	0	0	0	0	4,009,218	4,009,218
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	1,490,000	1,490,000
臨時雇賃金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	268,976	268,976
会議費	0	0	0	0	0	0	0	5,596	5,596
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	158,760	158,760
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	107,058	107,058
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	22,602	22,602
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	27,693	27,693
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	69,270	69,270
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	28,303	28,303
使用料	0	0	0	0	0	0	0	429,950	429,950
保険料	0	0	0	0	0	0	0	144,130	144,130
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	555,200	555,200
負担金	0	0	0	0	0	0	0	23,400	23,400
委託費	0	0	0	0	0	0	0	220,000	220,000
雑費	0	0	0	0	0	0	0	458,280	458,280
経常費用計	4,920,333	635,816	513,115	6,069,264	26,964,089	1,199,605	28,163,694	4,009,218	38,242,176
当期経常増減額	△ 103,323	60,724	43,335	736	63,546	5,612	69,158	△ 499,094	△ 429,200
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	499,999	499,999
車両運搬具売却益	0	0	0	0	0	0	0	499,999	499,999
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	499,999	499,999
(2) 経常外費用									
固定資産除却損	0	74,984	0	74,984	74,984	0	74,984	149,968	299,936
電話加入権除却損	0	74,984	0	74,984	74,984	0	74,984	149,968	299,936
経常外費用計	0	74,984	0	74,984	74,984	0	74,984	149,968	299,936
当期経常外増減額	0	△ 74,984	0	△ 74,984	△ 74,984	0	△ 74,984	350,031	200,063
当期一般正味財産増減額	△ 103,323	△ 14,260	43,335	△ 74,248	△ 11,438	5,612	△ 5,826	△ 149,063	△ 229,137
一般正味財産期首残高	△ 7,431,026	△ 2,153,051	△ 1,510,059	△ 11,094,136	11,671,731	△ 2,288,276	9,383,455	9,834,190	8,123,509
一般正味財産期末残高	△ 7,534,349	△ 2,167,311	△ 1,466,724	△ 11,168,384	11,660,293	△ 2,282,664	9,377,629	9,685,127	7,894,372
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	100,000,000	100,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	100,000,000	100,000,000
III 正味財産期末残高	△ 7,534,349	△ 2,167,311	△ 1,466,724	△ 11,168,384	11,660,293	△ 2,282,664	9,377,629	109,685,127	107,894,372

## (2) 正味財産増減計算書 (予算対比)

## 実施事業等会計

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	実 施 事 業 等 会 計		
	予 算 額	決 算 額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	2,662,000	2,291,000	371,000
福利厚生事業収益	2,662,000	2,291,000	371,000
受取補助金等	3,976,000	3,779,000	197,000
受取市補助金	3,976,000	3,779,000	197,000
経常収益計	6,638,000	6,070,000	568,000
(2) 経常費用			
事業費	6,638,000	6,069,264	568,736
給料手当	1,490,000	1,490,000	0
臨時雇賃金	0	0	0
福利厚生費	261,000	246,791	14,209
旅費交通費	5,000	5,000	0
通信運搬費	33,000	14,684	18,316
消耗什器備品費	30,000	0	30,000
消耗品費	38,000	22,236	15,764
印刷製本費	0	0	0
燃料費	0	0	0
光熱水料費	0	0	0
賃借料	0	0	0
使用料	1,366,000	1,331,400	34,600
保険料	222,000	210,900	11,100
諸謝金	2,348,000	2,258,000	90,000
租税公課	0	0	0
原材料費	40,000	11,000	29,000
委託費	680,000	390,000	290,000
雑費	125,000	89,253	35,747
経常費用計	6,638,000	6,069,264	568,736
当期経常増減額	0	736	△ 736

その他会計

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	そ の 他 会 計		
	予 算 額	決 算 額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	31,031,000	28,096,100	2,934,900
自主事業収益	1,206,000	1,135,500	70,500
研修センター利用料収益	12,000,000	9,135,600	2,864,400
指定管理料収益	17,825,000	17,825,000	0
雑収益	207,000	136,752	70,248
受取利息	1,000	12,231	△ 11,231
雑収益	206,000	124,521	81,479
経常収益計	31,238,000	28,232,852	3,005,148
(2) 経常費用			
事業費	31,238,000	28,163,694	3,074,306
給料手当	9,378,000	9,373,200	4,800
臨時雇賃金	0	0	0
福利厚生費	1,631,000	1,541,863	89,137
通信運搬費	124,000	109,970	14,030
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	172,000	94,411	77,589
修繕費	800,000	345,307	454,693
印刷製本費	139,000	103,601	35,399
燃料費	2,910,000	2,277,292	632,708
光熱水料費	3,605,000	3,340,393	264,607
賃借料	199,000	184,305	14,695
使用料	442,000	356,636	85,364
保険料	33,000	31,850	1,150
諸謝金	822,000	822,000	0
租税公課	1,000,000	951,800	48,200
委託費	9,533,000	8,515,511	1,017,489
雑費	450,000	115,555	334,445
経常費用計	31,238,000	28,163,694	3,074,306
当期経常増減額	0	69,158	△ 69,158

## 法人会計

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	法 人 会 計		
	予 算 額	決 算 額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,000	0	1,000
基本財産受取利息	1,000	0	1,000
受取補助金等	5,078,000	3,491,000	1,587,000
受取市補助金	5,078,000	3,491,000	1,587,000
雑収益	18,000	19,124	△ 1,124
受取利息	1,000	2,734	△ 1,734
雑収益	17,000	16,390	610
経常収益計	5,097,000	3,510,124	1,586,876
(2) 経常費用			
管理費	5,097,000	4,009,218	1,087,782
給料手当	1,490,000	1,490,000	0
臨時雇賃金	0	0	0
福利厚生費	272,000	268,976	3,024
会議費	11,000	5,596	5,404
旅費交通費	280,000	158,760	121,240
通信運搬費	131,000	107,058	23,942
減価償却費	0	0	0
消耗品費	50,000	22,602	27,398
修繕費	70,000	27,693	42,307
印刷製本費	72,000	69,270	2,730
賃借料	29,000	28,303	697
使用料	434,000	429,950	4,050
保険料	166,000	144,130	21,870
租税公課	574,000	555,200	18,800
負担金	27,000	23,400	3,600
委託費	352,000	220,000	132,000
雑費	1,139,000	458,280	680,720
経常費用計	5,097,000	4,009,218	1,087,782
当期経常増減額	0	△ 499,094	499,094



## (3) 貸借対照表

## 貸借対照表総括表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	11,582,857	18,193,197	△ 6,610,340
現金	0	71,166	△ 71,166
普通預金	11,582,857	18,122,031	△ 6,539,174
未収金	0	37,438	△ 37,438
流動資産合計	11,582,857	18,230,635	△ 6,647,778
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	0	299,937	△ 299,937
固定資産合計	100,000,000	100,299,937	△ 299,937
資産合計	111,582,857	118,530,572	△ 6,947,715
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	3,688,485	10,407,063	△ 6,718,578
負債合計	3,688,485	10,407,063	△ 6,718,578
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 100,000,000 )	( 100,000,000 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
2. 一般正味財産			
一般正味財産計	7,894,372	8,123,509	△ 229,137
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
正味財産合計	107,894,372	108,123,509	△ 229,137
負債及び正味財産合計	111,582,857	118,530,572	△ 6,947,715

貸借対照表内訳表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合 計
<b>I 資産の部</b>				
<b>1. 流動資産</b>				
現金預金	0	10,687,974	894,883	11,582,857
現金	0	0	0	0
普通預金	0	10,687,974	894,883	11,582,857
未収金	0	0	0	0
流動資産合計	0	10,687,974	894,883	11,582,857
<b>2. 固定資産</b>				
(1) 基本財産				
基本財産積立預金	0	0	100,000,000	100,000,000
基本財産合計	0	0	100,000,000	100,000,000
(2) 特定資産				
車両運搬具減価償却引当資産	0	0	0	0
特定資産合計	0	0	0	0
(3) その他固定資産				
車両運搬具	0	0	0	0
車両運搬具減価償却累計額	0	0	0	0
電話加入権	0	0	0	0
その他固定資産合計	0	0	0	0
固定資産合計	0	0	100,000,000	100,000,000
資産合計	0	10,687,974	100,894,883	111,582,857
<b>II 負債の部</b>				
<b>1. 流動負債</b>				
未払金	212,380	1,342,599	1,934,221	3,489,200
預り金	51,231	117,714	30,340	199,285
他会計借入	10,904,773	△ 149,968	△ 10,754,805	0
流動負債合計	11,168,384	1,310,345	△ 8,790,244	3,688,485
負債合計	11,168,384	1,310,345	△ 8,790,244	3,688,485
<b>III 正味財産の部</b>				
<b>1. 指定正味財産</b>				
寄付金	0	0	100,000,000	100,000,000
指定正味財産合計	0	0	100,000,000	100,000,000
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 100,000,000 )	( 100,000,000 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
<b>2. 一般正味財産</b>	△ 11,168,384	9,377,629	9,685,127	7,894,372
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
正味財産合計	△ 11,168,384	9,377,629	109,685,127	107,894,372
負債及び正味財産合計	0	10,687,974	100,894,883	111,582,857

## (4) 財産目録

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金	額
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金 現金手許有高	0	
預金		
普通預金 兵庫南農協 高砂西支店		
口座番号 0010905	11,582,857	
流動資産合計		11,582,857
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
基本財産積立預金		
普通預金 近畿労働金庫		
東播加古川支店		
口座番号 8425057	100,000,000	
固定資産合計		100,000,000
資産合計		111,582,857
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
消費税等	844,000	
高砂市返済金 (自動販売機電気代等)	1,798,905	
勤労者総合福祉センター費未払金	735,694	
その他電話代等未払金	110,601	
預り金		
健康保険預り金	45,157	
厚生年金預り金	75,945	
所得税等預り金	78,183	
流動負債合計		3,688,485
負債合計		3,688,485
正味財産		107,894,372

## (5) 財務諸表の注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 会計基準について

会計基準は、公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）を採用した。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）を採用している。

#### (3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産は、定額法を採用している。

#### (4) リース取引の処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。（単位:円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
有価証券	0	0	0	0
預 金	100,000,000	0	0	100,000,000
小 計	100,000,000	0	0	100,000,000
特定資産				
減価償却引当資産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
合 計	100,000,000	0	0	100,000,000

### 3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。（単位:円）

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
有価証券	0	(0)	—	—
預 金	100,000,000	(100,000,000)	—	—
小 計	100,000,000	(100,000,000)	—	—
特定資産				
減価償却引当資産	0	—	—	—
小 計	0	—	—	—
合 計	100,000,000	(100,000,000)	—	—

### 4 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。（単位:円）

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
一般財団法人高砂市勤労 福祉財団 事業費補助金	高砂市	0	3,779,000	3,779,000	0	—
一般財団法人高砂市勤労 福祉財団 運営費補助金	高砂市	0	3,491,000	3,491,000	0	—
合 計		0	7,270,000	7,270,000	0	

# 監査報告書

令和 8 年 5 月 18 日

一般財団法人 高砂市勤労福祉財団  
清算人 戸川理恵 様

一般財団法人 高砂市勤労福祉財団

監事 安雲一人

監事 澤田尚也

監事 利川佳寛

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 記

### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、役職員と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた上、決裁書類等により業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法により、当該事業年度に係る事業報告書等（事業報告及びその付属明細書）について確認いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る財務諸表（正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）について確認いたしました。

### 2 監査意見

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 財務諸表等の監査結果

財務諸表等は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

高報第11号

公益財団法人結のたかさご(公益財団法人高砂市施設利用振興財団)  
の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、  
公益財団法人結のたかさご(公益財団法人高砂市施設利用振興財団)の令和7年  
度の決算書等及び令和8年度の事業計画等を次のとおり報告する。

令和8年6月9日提出

高砂市長 都 倉 達 殊



令和7年度

事業報告書及び計算書類

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

公益財団法人 高砂市施設利用振興財団

目 次

ページ

事業報告書

1 概要

(1) 総括事項	.....	1
----------	-------	---

2 庶務事項

(1) 理事会に関する事項	.....	2
(2) 評議員会に関する事項	.....	2
(3) 監査に関する事項	.....	3
(4) 行政官庁等届出事項	.....	3
(5) 役員に関する事項	.....	4
(6) 評議員に関する事項	.....	5
(7) 職員に関する事項	.....	6

3 事業の報告

(1) 公益目的事業

公益目的事業1 「スポーツ振興事業」	.....	7
公益目的事業2 「緑化推進事業」	.....	13
公益目的事業3 「文化及び芸術の振興を目的とする事業」	.....	18

(2) 収益事業等

収益事業 「体育施設及び公園施設利用者への利便提供」 (飲料水自動販売機の設置)	.....	18
その他事業 「公園の維持管理事業」	.....	18

計算書類

(1) 貸借対照表	.....	19
(2) 正味財産増減計算書	.....	20
(3) 正味財産増減計算書内訳書	.....	22
(4) 財務諸表に対する注記	.....	24
(5) 財産目録	.....	26

# 事業報告書

## 1 概要

### (1) 総括事項

当財団は公益財団法人となり13年が経過し、より一層の社会的信用を得るため、使命感と責任感を持って、公益事業の充実に向け、不断の努力に努めているところです。長年にわたり培ってきた施設管理の経験と能力を発揮し、公益性の高い事業を中心に、多様化する市民の皆様のニーズに応え、より優れたサービスの提供に努めています。施設整備では、当財団の最大の責務である「安全・安心・快適」な施設を皆様に提供するため、日々の巡回点検を徹底し、経年劣化等によって不具合が生じた施設や備品については、高砂市と緊密な連携を図ることで早期に補修や修繕ができるよう努

めてきました。

スポーツ振興事業においては、年齢を問わずスポーツをする機会が提供できるよう、生涯スポーツ社会の実現に努め、また障がい者においても平等にスポーツの機会を提供ができるよう努めました。また、公園施設等の公の施設については、公園・緑地等の維持管理と緑化推進にかかる各事業を当初の事業計画に基づいて執行しました。

令和7年度の各事業の主な実施状況については、公益目的事業のスポーツ振興事業では、各種スポーツ教室（28教室 19,899人受講）の開催、各種スポーツ大会（4大会 106チーム、個人370人参加）及び市長杯競技大会（8大会 475チーム 2,316人参加）等を実施し、スポーツの振興及び交流を図りました。

緑化推進事業では、第58回高砂菊花展覧会をはじめ、花と緑の教室（11教室 215人参加）や、植物展示会（14回 5,740人来場）等を開催し、緑豊かな自然との親しみや環境への意識付けを行いました。

文化振興事業では、文化会館（じょうとんばホール）において高砂市吹奏楽合同演奏会（入場者延べ1,300人）、また、総合体育館において武蔵・伊織児童絵画・書道展をそれぞれ主催し文化の振興を図りました。

収益事業では、体育施設及び公園利用者への利便を図るため、飲料水の自動販売機25台を設置し、手軽に飲料水を手入できることで、利用者の健康保持を図った。

その他事業では、市より委託を受けている公園や緑地等の除草清掃及び植木剪定等を実施し、地域住民の憩いの場所の確保に努めてきました。

今後、施設の経年に伴う維持管理経費が増加し、財団運営が厳しくなると予測されるが、より一層公の施設の効率的な管理運営に努めると共に、自主事業においても実施内容の充実に向け、利用者の満足度の向上と利用増進を目指していきます。

## 2 庶務事項

### (1) 理事会に関する事項

開催年月日	内 容	結 果
第1回 令和7年5月15日	(1) 令和6年度事業報告承認について (2) 令和6年度計算書類承認について (3) 常務理事の選定について (4) 定款の変更認定申請について (5) 令和7年度第1回定時評議員会の招集について	承認 承認 承認 承認 承認
第2回 令和7年8月19日	(1) 令和7年度第1回収支補正予算について (2) 定款の一部改正について (3) 令和7年度第2回評議員会の招集について (4) 職務執行状況の報告について	承認 承認 承認 承認
第3回 令和8年3月5日	(1) 法人名変更に伴う各規則等の一部改正について (2) 収益事業等会計の廃止について (3) 令和8年度事業計画及び収支予算等の承認の件 (4) 令和7年度第3回評議員会の招集について (5) 役員賠償責任保険の契約について (6) 令和7年度中間監査の報告について (7) 職務執行状況の報告について	承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認

### (2) 評議員会に関する事項

開催年月日	内 容	結 果
第1回 令和7年6月3日	(1) 令和6年度事業報告承認について (2) 令和6年度計算書類承認について (3) 定款の変更認定申請について	承認 承認 承認
第2回 令和7年9月5日	(1) 定款の一部改正について (2) 令和7年度第1回収支補正予算について	承認 承認
第3回 令和8年3月17日	(1) 法人名変更に伴う各規則等の一部改正について (2) 収益事業等会計の廃止について (3) 令和8年度事業計画及び収支予算等の承認の件 (4) 役員賠償責任保険の契約について (5) 令和7年度中間監査の報告について	承認 承認 承認 承認 承認

(3) 監査に関する事項

区 分	開 催 年 月 日	指 摘 事 項	意 見 具 申 ・ 改 善 事 項 等
決 算 時 監 査	令 和 7 年 5 月 9 日	特になし	特になし
上 半 期 監 査	令 和 7 年 1 2 月 2 5 日	特になし	特になし
公 益 法 人 検 査	令 和 8 年 2 月 3 日	収 支 相 償 について	公 益 目 的 事 業 に 係 る 収 入 が 適 正 な 費 用 を 償 う 額 を 超 え て い た た め、 剰 余 金 の 解 消 に 努 め た。

(4) 行政官庁等届出事項

届 出 日	届 出 先	届 出 事 項
令 和 7 年 5 月 3 0 日	高 砂 市 長	・ 経 営 状 況 報 告
令 和 7 年 6 月 2 5 日	兵 庫 県 知 事	・ 事 業 報 告 等 の 提 出
令 和 7 年 1 2 月 2 4 日	兵 庫 県 知 事	・ 変 更 認 定 申 請 の 提 出
令 和 8 年 3 月 2 6 日	兵 庫 県 知 事	・ 事 業 計 画 書 等 の 提 出

(5) 役員に関する事項

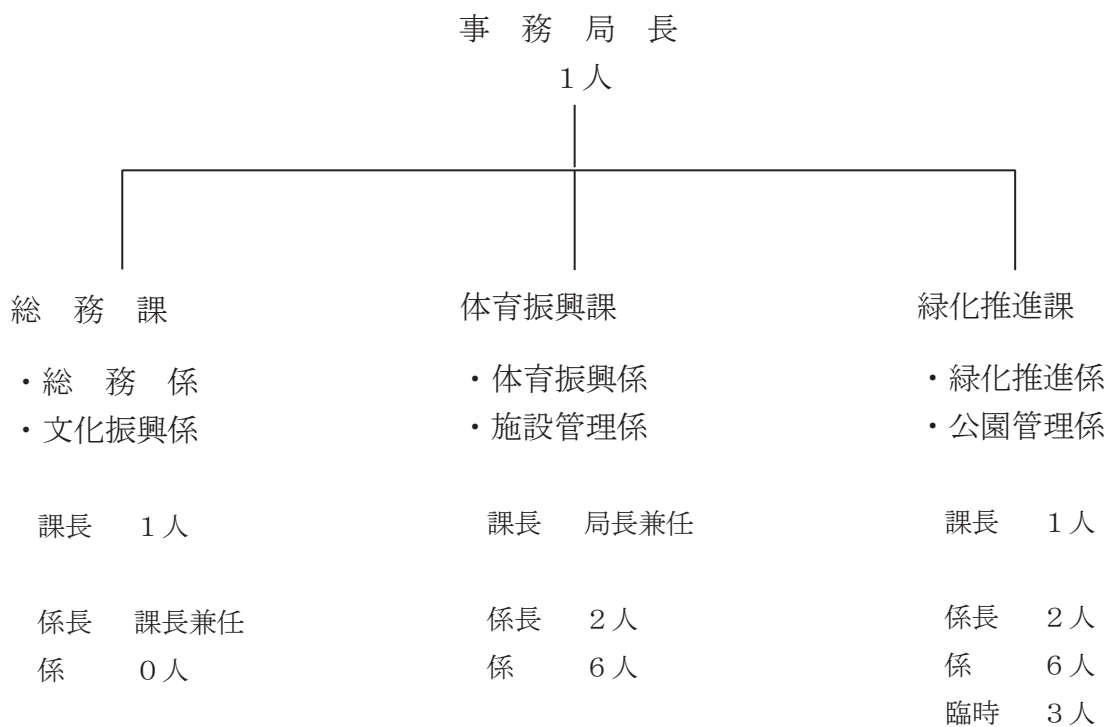
区 分	氏 名	R7. 4. 1	R8. 3. 31	
理 事	中野 哲郎			理事長
	濱野 義弘			副理事長
	糀谷 正芳		R7. 5. 15 (常務理事)	常務理事
	桑田 陽子			
	梶原 好博			
	中野 榮久			
	渡邊 紀子			
	濱中 洋			
	山下 将輝			
	坂東 晋			
監 事	西中 亮二			
	梶原 一郎			

(6) 評議員に関する事項

区 分	氏 名	R7. 4. 1	R8. 3. 31
評議員	赤星 光男		
	新立 康行		
	砂川 健次郎		
	中西 進		
	前田 弘子		
	鈴木 正典		
	加藤千代美		
	西田 州志		
	稲田 浩之		
	浜谷 和英		
	藤井 郁也		
	平田 佳民		

(7) 職員に関する事項（令和8年3月末現在）

① 組織



② 職員

事務局長	課長	係長	係	計	臨時職員
1人	2人	4人	12人	19人	3人

### 3 事業の報告

#### (1) 公益目的事業

##### 公益目的事業1 「スポーツ振興事業」

各種スポーツ教室の開催や体育館施設の貸与を行うことにより、スポーツを振興し市民の健康増進の実現を図った。

##### ア 各種スポーツ教室の開催

子供から高齢者まで幅広い年代層が参加できる各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや健康維持の増進を図った。

期間	曜日	教室名	使用施設	対象者	受講者数(人)	実施回数(回)
前期 5月 10月	水	硬式テニスⅠ	テニスコート	16歳以上	688	17
	土	硬式テニスⅡ	テニスコート	16歳以上	698	17
	土	バドミントン	総合体育館アリーナ	16歳以上	321	15
	土	卓球	総合体育館アリーナ	16歳以上	408	15
	火	トレーニングⅠ	総合体育館アリーナ	16歳以上	292	15
	火	トレーニングⅡ	総合体育館アリーナ	16歳以上	181	15
	金	スーパードライブ	総合体育館アリーナ	16歳以上	217	15
	金	レディースKARATE	総合体育館格技場Ⅰ	16歳以上 女性	45	15
	水	いきいき健康教室Ⅰ	総合体育館格技場Ⅰ	55歳以上	574	15
	金	いきいき健康教室Ⅱ	総合体育館格技場Ⅰ	55歳以上	674	15
	火	いきいき健康教室Ⅲ	総合体育館格技場Ⅰ	55歳以上	694	15
	木	すこやか健康体操	総合体育館格技場Ⅰ	60歳以上	649	15
	火	さわやかストレッチ	総合体育館格技場Ⅰ	70歳以上	333	15
	水	シニアわくわく体操	総合体育館格技場Ⅰ	65歳以上	299	15
	木	スポーツチャンバラ	総合体育館格技場Ⅱ	16歳以上	32	15
火	カントリーダンス	総合体育館格技場Ⅱ	16歳以上	155	15	

期間	曜日	教室名	使用施設	対象者	受講者数 (人)	実施回数 (回)
後期 11月 ～ 3月	水	硬式テニスⅠ	テニスコート	16歳以上	686	17
	土	硬式テニスⅡ	テニスコート	16歳以上	755	17
	土	バドミントン	総合体育館アリーナ	16歳以上	305	15
	土	卓球	総合体育館アリーナ	16歳以上	318	15
	火	トレーニングⅠ	総合体育館アリーナ	16歳以上	323	15
	火	トレーニングⅡ	総合体育館アリーナ	16歳以上	126	15
	金	スーパードライブ	総合体育館アリーナ	16歳以上	278	15
	金	レディースKARATE	総合体育館格技場Ⅰ	16歳以上 女性	43	15
	水	いきいき健康教室Ⅰ	総合体育館格技場Ⅰ	55歳以上	590	15
	金	いきいき健康教室Ⅱ	総合体育館格技場Ⅰ	55歳以上	649	15
	火	いきいき健康教室Ⅲ	総合体育館格技場Ⅰ	55歳以上	714	15
	木	すこやか健康体操	総合体育館格技場Ⅰ	60歳以上	687	15
	火	さわやかストレッチ	総合体育館格技場Ⅰ	70歳以上	346	15
	水	シニアわくわく体操	総合体育館格技場Ⅰ	65歳以上	427	15
	木	スポーツチャンバラ	総合体育館格技場Ⅱ	16歳以上	28	15
	火	カントリーダンス	総合体育館格技場Ⅱ	16歳以上	163	15
計					12,698	

期間	曜日	教室名	使用施設	対象者	受講者数 (人)	実施回数 (回)
短期 5月 ～ 8月  9月 ～ 12月  1月 ～ 3月  各 10 回	火	リラクゼーション・ヨガ	総合体育館格技場Ⅰ	16歳以上	816	30
	金	リフレッシュ・ヨガ	総合体育館格技場Ⅰ	16歳以上	591	30
	水	ピラティス・ヨガ	総合体育館格技場Ⅰ	16歳以上	1,032	30
	木	モーニング・ヨガ	総合体育館格技場Ⅰ	16歳以上	696	30
	火	そう快（運動習慣支援）	総合体育館格技場Ⅱ	16歳以上	410	30
	木	フィットネスエアロビクス	総合体育館格技場Ⅱ	16歳以上 女性	455	30
	木	はつらつフィットネス	総合体育館格技場Ⅱ	16歳以上	463	30
	水	健康フラダンス	総合体育館格技場Ⅱ	16歳以上 女性	395	30
計					4,858	

期間	曜日	教室名	使用施設	対象者	受講者数 (人)	実施回数 (回)
通 年	土	陸上	陸上競技場	小3年生以上	1,281	33
	土	バレーボール	総合体育館アリーナ	小3年生以上	874	30
	土	少林寺拳法	総合体育館格技場	全学年	80	24
	土	相撲	相撲場	小・中学生	108	30
計					2,343	

## イ スポーツ交流

スポーツを通じて心身の鍛錬及びふれあい交流を図った。

事業名	場所	実施日	参加者数 (人)
武蔵・伊織剣道大会	総合体育館	令和7年5月18日	388
日本スーパードライブ交流会	総合体育館	令和7年7月5日	112
ユニバーサルスポーツ TAKASAGO	総合体育館	———	中止
高砂市武道振興大会	総合体育館	令和7年9月6日	200
ひょうごI D陸上競技交流会	陸上競技場	令和7年11月29日	50

## ウ 体力増進事業

市民の健康維持並びに体力の増進を図るため、健康な体力づくりを目的に各種講習会等を実施した。

### (ア) 各種講習会

事業名	場所	実施日	参加者数 (人)
テーピング講習会	総合体育館	令和7年7月5日	33
ジョギング講習会	陸上競技場	令和7年9月 土曜日(4回)	74
体成分測定会	総合体育館	令和7年12月3日	421
コーディネーション講習会	総合体育館	令和8年3月7日	57
少年少女野球教室	総合体育館	令和8年3月28日	60

(イ) 健康体力づくり

健康な体力づくりに寄与するため、市内のハイキングコースの管理運営を行った。

(ウ) ときめく高砂未来創造パートナーズ事業

事業名	場所	実施日	参加者数(人)
トレーニング講習会	総合体育館	通年	357
親子クラブづくり	総合体育館	令和8年2月23日	10組

エ スポーツ・レクリエーション振興事業

スポーツを通じて交流を深めるため、各種スポーツ大会を実施した。

(ア) 各種スポーツ大会

各種大会を実施し、スポーツの振興を図った。

大会名	場所	実施日	参加チーム 参加人数
招待中学校会 新人軟式野球大会	野球場	令和7年 7月30日 ～ 8月 1日	11
スポーツ少年団 秋季軟式野球大会	野球場 サブグラウンド	令和7年 8月31日 ～ 9月 7日	12
スポーツ少年団 サッカー大会	陸上競技場	令和7年11月16日	中止
兵庫県郡市区 対抗駅伝競走大会	県立三木総合運動 公園陸上競技場 周辺周回コース	令和8年 2月 1日	83
スポーツ少年団 空手道交歓大会	総合体育館 格技場Ⅱ	令和8年 3月 1日	370人

(イ) 市長杯競技大会

各種競技のレベルアップを図るとともに、スポーツを通じて交流を深めるため、各地から選抜チームを招いて大会を実施した。

大会名	場所	実施日	参加チーム数
中学生ハンドボール大会	総合体育館	令和7年 5月10日 5月11日	6
卓球大会	総合体育館	令和7年 6月29日	29
高等学校剣道大会	総合体育館	令和7年11月 7日 ～11月 9日	159
高等学校新人柔道大会	総合体育館	令和7年11月14日 ～11月16日	50
中学校新人柔道大会	総合体育館	令和7年12月 7日	104
東播都市対抗 インドアソフトテニス大会	総合体育館	令和8年 2月 1日	5
中学校剣道大会	総合体育館	令和8年 2月14日	112
市長杯バドミントン大会	総合体育館	令和8年 3月15日	10

## 公益目的事業2 「緑化推進事業」

緑化の推進、緑の保全のために花と緑の教室や展示会等を実施し、公園の緑化活動を通じて、「花と緑の豊かなまちづくり」の推進を図った。

### ア みどりの相談所

市ノ池公園に設置しているみどりの相談所において、植物の展示、植物を育てる市民からの相談に対応するとともに、市民向けの教室等を開催した。

## 1. 自主事業

### (ア) 花と緑の教室

みどりの相談所多目的研修室等において、園芸の一般常識と技術習得を目的とし、各種教室を開催した。

教室名	開催日	参加者数 (人)
苔玉を楽しむ	令和7年5月10日	15
洋ランの植え替えと育て方①	令和7年5月17日	11
多肉植物の寄せ植え	令和7年5月31日	30
福助菊・ダルマ菊の作り方と育て方①	令和7年6月14日	5
プリザーブドフラワーアレンジメント①	令和7年6月21日	29
観葉植物の寄せ植え	令和7年6月28日	28
福助菊・ダルマ菊の作り方と育て方②	令和7年7月12日	7
竹ランタシづくり	令和7年7月26日	10
秋の玄関を飾る寄せ植え	令和7年9月13日	30
苔テラリウム	令和7年9月27日	20
プリザーブドフラワーアレンジメント②	令和7年10月18日	30
計		215

(イ) 展示会

市民の花と緑の意識の高揚と植物愛好家等の育成を図るため、展示会を開催した。

展 示 会 名	開 催 期 間	開 催 場 所	来場者数 (人)
盆 栽 山 野 草 展	令和7年 4月 5日 ～4月 6日	相談所 展示コーナー	238
おもと・山野草展（春）	令和7年 4月12日 ～4月13日	相 談 所 展示コーナー	387
ふれあい山野草展（春）	令和7年 4月19日 ～4月20日	相 談 所 展示コーナー	1,083
古典園芸植物と山野草展	令和7年 5月14日 ～5月15日	相 談 所 展示コーナー	755
多 肉 植 物 展	令和7年 5月10日 ～5月25日	市ノ池公園温室	330
初夏の山野草と古典植物展	令和7年 6月 7日 ～6月 8日	相 談 所 展示コーナー	545
おもと・山野草・富貴蘭展	令和7年 7月 5日 ～7月 6日	相 談 所 展示コーナー	242
食 虫 植 物 展	令和7年 7月19日 ～8月17日	市ノ池公園温室	160
秋 の 山 野 草 展	令和7年 9月 6日 ～9月 7日	相 談 所 展示コーナー	418
ふれあい山野草展（秋）	令和7年10月 4日 ～10月 5日	相 談 所 展示コーナー	364
おもと・山野草展（秋）	令和7年10月11日 ～10月12日	相 談 所 展示コーナー	366
第47回花と緑の写生 コンクール入賞作品展	令和7年11月15日 ～11月24日	相 談 所 展示コーナー	展示作品数 23点
播 州 苔 展	令和7年11月24日 ～11月25日	相 談 所 展示コーナー	31
市ノ池洋ラン展	令和8年 2月 7日 ～2月15日	市ノ池公園温室	319
春 の 山 野 草 展	令和8年 3月21日 ～3月22日	相 談 所 展示コーナー	502
計			5,740

(ウ) 緑の相談会

みどりの相談所展示コーナーにおいて、各種団体の相談員が、植物に関する色々な質問や相談に応じた。

事 業 名	開 催 日	開 催 場 所	参加者数 (人)
盆栽づくり相談会	(令和7年4月 5日 ～4月 6日)	相 談 コ ー ナ ー	5

(エ) 体験・観察会

市ノ池公園における施設や植物等を一般公開し、都市緑化植物園の機能をもつ公園として更なる充実を図るため事業を行った。

事業名	開催日	開催場所	参加者数(人)
水辺の植物観察会	令和7年7月19日	市ノ池公園	12
ハーブの香りを楽しむ会	令和7年5月16日	市ノ池公園	9
	令和7年10月3日	ハーブ園	7
野外活動教室	令和7年11月2日	市ノ池公園 キャンプ場	26
計			54

(オ) 緑の普及事業

自然環境の大切さについて市民の理解と関心を高め、緑を守り育てる行動につなげる目的に事業を実施する。

事業名	内容
ボランティア交流事業	市ノ池公園や市内各公共施設等において、各々に活動している緑化ボランティア団体を対象に活動報告や意見交換の場を創設し、ボランティア活動を推進した。 令和7年4月16日 参加者 23名
緑のカーテン事業	申し込み者50名にツンベルギアを配付した。
のじぎく配布事業	市ノ池公園来園者に、のじぎくの苗930株を配布した。
花のある公園づくり事業 ～花いっぱい運動～	市内の公園等を対象に、ボランティアや住民の参画と協働による持続可能な緑化活動をサポートするとともに、花と緑の普及啓発を図った。 令和7年度は緑化資材として花の種を配付した。 配付数 78団体 158箇所 1団体4袋(1袋1㎡程度分)

(カ) その他事業

多様な主体の参画と協働のもと、公園の利活用や緑化推進活動を通し公園の活性化及び新たな魅力の創出を目的とした事業を行った。

事業名(参画・協働)	事業内容	時期
市ノ池公園楽市楽座 (NPO 法人兵庫楽市フクロウの会)	市ノ池公園でグルメ、ハンドメイド雑貨、海産物、果物野菜など多彩なお店が並ぶにぎやかなマルシェを開催した。	年6回
高砂桜フェスティバル (福結び市実行委員会)	春の夜桜をLEDでライトアップを行い、日中と異なる幻想的な雰囲気を生み出し、新たな魅力の発見となった。	4月1日 ～7日
こども食堂の開催 (阿弥陀おかげ村・ハーベスト8849)	市ノ池公園でこども食堂を開催し、食事の提供だけではなく、子どもたちが楽しめるイベントやワークショップを実施した。	年21回
高砂ふぁーみんまつり	市ノ池公園で縁日、野菜青空市、屋台、ワークショップなど多彩なお店が並ぶにぎやかに地域交流を図った。	11月26日
キャンプ場ゴミ回収サービス	キャンプ場の新たな取り組みとして、ゴミの有料回収サービスを実施した。	随時 223袋

2. 受託事業

ア 緑の普及事業

(ア) 緑化資材配布事業

市民及び市内学校園等を対象に、ポーチュラカ・のじぎく等の緑化資材を提供し緑化の普及啓発を図った。

(イ) 第47回 花と緑の写生コンクール

「花と緑」をテーマとした絵画コンクールを実施し、夏休み期間短縮で応募作品は減少したが1,819作品の応募があった。

入賞・入選23作品については、みどりの相談所及び高砂市役所等で展示会を行った。

(ウ) 高砂菊花展覧会

市ノ池公園において第58回高砂菊花展覧会を令和7年10月19日から11月16日まで開催し、33作品の出展があり、延べ2,000人の来場者があった。

(エ) 記念植樹用苗木配布

市民の結婚・出生にちなみ、記念植樹用苗木を無償配布して祝意を表した。

樹 木 名	結 婚 (本)	出 生 (本)	計 (本)
キンモクセイ	12	21	33
ハナミズキ	10	26	36
ゲッケイジュ	3	13	16
クロマツ	2	6	8
ハナモモ	12	33	45
ホンコンカボック	21	22	43
計	60	121	181

(オ) その他の緑化推進

事 業 名	事 業 内 容
花壇のある街づくり事業	市・県道沿いなどに設置されたプランターを地域団体等により花植え等の維持管理を行った。 管理件数 6 団体 プランター管理数 86 基

(カ) 緑の相談

市ノ池公園みどりの相談所にて、専門相談員が植物に関するいろいろな質問や相談に応じた。また、温室でも管理員が随時、ランの栽培管理等に関する質問や相談に応じた。

事 業 名	日 時	実施日数	相談件数
緑の相談	毎月第2・4土曜日 5月4日 午前10時～正午、午後1時～3時	25日	49件

### 公益目的事業3「文化及び芸術の振興を目的とする事業」

#### ア 文化振興事業

市民に文化活動の成果を発揮する場を提供するため、文化芸術の発表会等を開催した。

・高砂市吹奏楽合同演奏会では中・高校11団体が出演し、講師の先生を招いて指導していただき素晴らしいハーモニーを奏でた。

・武蔵・伊織児童絵画書道展を夏休み課題作小学生対象に実施し、応募作品数、絵画448作品、書道979作品 合計1,427作品の応募があった。  
優秀作品 絵画30作品、書道30作品を総合体育館にて展示を行った。

事業名	場所	実施日	入場者数(人)
高砂市吹奏楽合同演奏会	文化会館	令和7年6月8日	延べ 1,300
武蔵・伊織児童絵画・書道展	総合体育館	令和7年11月30日	展示作品数 60作品

## (2) 収益事業等

### 収益事業 「体育施設及び公園施設利用者への利便提供」(飲料水自動販売機の設置)

体育施設及び公園施設の利用者の利便性の向上を図るため、飲料水の自動販売機(25台)を設置し、身近に又手軽に飲料水を入手できることで、利用者の健康保持を図った。

### その他事業 「公園の維持管理事業」

高砂市が設置している公園のうち、開発公園や緑地等及び維持管理の委託を受けているその他公園等については、除草清掃及び植木剪定などを実施し、地域住民の憩いの場所の確保に努めた。

(3) 公の施設の利用状況

各施設の利用状況は、次のとおりである。

① 総合体育館

	アリーナ	トレーニング室	格技場 1	格技場 2
利用件数(件)	2,326	—	816	1,222
利用人員(人)	98,872	16,648	38,060	27,663

	多目的室 1	多目的室 2	多目的室 3	会議室
利用件数(件)	382	715	695	82
利用人員(人)	13,923	6,147	6,112	1,355

	計
利用件数(件)	6,238
利用人員(人)	208,780

② 総合運動公園体育施設

	陸上競技場	野球場	テニスコート	相撲場
利用件数(件)	52	80	3,410	124
利用人員(人)	17,979	24,170	32,939	3,440

	サブグラウンド	計
利用件数(件)	720	4,386
利用人員(人)	38,724	117,252

③ 市ノ池公園キャンプ場

	テントサイト (宿泊)	テントサイト (日帰り)	バーベキュー サイト	計
利用サイト数(件)	154	816	1,280	2,250
利用人員(人)	616	5,554	5,796	11,966

## 貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	33,015,737	47,538,251	△ 14,522,514
小口現金	190,000	190,000	0
現金	50,940	51,520	△ 580
普通預金(通常分) [68****]	31,152,066	45,625,406	△ 14,473,340
普通預金(預り金分) [68****]	1,622,731	1,671,325	△ 48,594
未収金	1,075,286	976,131	99,155
流動資産合計	34,091,023	48,514,382	△ 14,423,359
<b>2. 固定資産</b>			
(1) 基本財産			
投資有価証券	100,000,000	100,000,000	0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
運用財産積立資産	5,000,000	5,000,000	0
特定資産合計	5,000,000	5,000,000	0
固定資産合計	105,000,000	105,000,000	0
資産合計	139,091,023	153,514,382	△ 14,423,359
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払金	17,108,359	19,519,922	△ 2,411,563
未払消費税等	1,376,400	2,157,300	△ 780,900
未払法人税等	501,700	502,900	△ 1,200
前受金	927,070	968,730	△ 41,660
預り金	724,214	715,149	9,065
健康保険預り金	275,441	273,065	2,376
厚生年金預り金	442,860	433,710	9,150
所得税等預り金	5,913	8,374	△ 2,461
流動負債合計	20,637,743	23,864,001	△ 3,226,258
負債合計	20,637,743	23,864,001	△ 3,226,258
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>			
寄附金	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 100,000,000 )	( 100,000,000 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
<b>2. 一般正味財産</b>	18,453,280	29,650,381	△ 11,197,101
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 5,000,000 )	( 5,000,000 )	( 0 )
正味財産合計	118,453,280	129,650,381	△ 11,197,101
負債及び正味財産合計	139,091,023	153,514,382	△ 14,423,359

# 正味財産増減計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	384,000	384,000	0
基本財産受取利息	384,000	384,000	0
事業収益	331,365,802	329,489,520	1,876,282
公の施設管理運営事業収益	244,227,820	243,209,979	1,017,841
公園等維持管理事業収益	61,757,332	61,009,929	747,403
施設利用増進事業収益	16,169,350	16,216,312	△ 46,962
振興事業収益	9,211,300	9,053,300	158,000
受取補助金	6,000,000	6,000,000	0
受取市補助金	6,000,000	6,000,000	0
受取寄附金	0	0	0
受取寄附金	0	0	0
雑収益	3,332,667	1,007,317	2,325,350
受取利息	8,746	1,619	7,127
雑収益	3,323,921	1,005,698	2,318,223
経常収益計	341,082,469	336,880,837	4,201,632
(2) 経常費用			
事業費	339,697,727	328,649,690	11,048,037
給料手当	60,106,569	57,228,665	2,877,904
臨時雇賃金	2,541,357	2,610,376	△ 69,019
福利厚生費	9,898,962	9,391,681	507,281
旅費交通費	5,840	12,760	△ 6,920
通信運搬費	890,185	862,275	27,910
消耗品費	9,877,968	10,214,120	△ 336,152
修繕費	31,355,181	34,461,258	△ 3,106,077
印刷製本費	687,061	753,148	△ 66,087
燃料費	2,505,748	2,494,451	11,297
光熱水料費	33,551,722	31,923,636	1,628,086
賃借料	4,465,202	4,558,861	△ 93,659
保険料	2,477,774	2,287,100	190,674
諸謝金	4,294,000	4,354,000	△ 60,000
副賞費	548,820	539,358	9,462
租税公課	7,493,600	8,121,500	△ 627,900
支払負担金	248,000	232,000	16,000
委託費	157,265,322	146,472,336	10,792,986
原材料費	4,905,192	6,297,300	△ 1,392,108
雑費	6,579,224	5,834,865	744,359

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
管理費	12,080,143	10,032,838	2,047,305
給料手当	4,372,110	3,944,108	428,002
福利厚生費	653,651	626,152	27,499
会議費	13,056	14,562	△ 1,506
旅費交通費	403,110	627,080	△ 223,970
通信運搬費	98,546	66,070	32,476
消耗品費	37,178	40,118	△ 2,940
修繕費	0	0	0
印刷製本費	24,058	17,698	6,360
燃料費	3,686	3,960	△ 274
光熱水料費	248,388	199,196	49,192
賃借料	1,213,091	1,196,275	16,816
保険料	647,420	602,240	45,180
租税公課	74,800	67,800	7,000
支払負担金	346,500	661,900	△ 315,400
委託費	3,774,236	1,757,909	2,016,327
雑費	170,313	207,770	△ 37,457
経常費用計	351,777,870	338,682,528	13,095,342
当期経常増減額	△ 10,695,401	△ 1,801,691	△ 8,893,710
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 10,695,401	△ 1,801,691	△ 8,893,710
法人税、住民税及び事業税	501,700	502,900	△ 1,200
当期一般正味財産増減額	△ 11,197,101	△ 2,304,591	△ 8,892,510
一般正味財産期首残高	29,650,381	31,954,972	△ 2,304,591
一般正味財産期末残高	18,453,280	29,650,381	△ 11,197,101
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	384,000	384,000	0
一般正味財産への振替額	△ 384,000	△ 384,000	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	118,453,280	129,650,381	△ 11,197,101

# 正味財産増減計算書内訳書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計					収益事業等会計				法人会計	合計
	公益事業1	公益事業2	公益事業3	共通	小計	収益事業	その他事業	共通	小計		
	スポーツ振興事業	緑化推進事業	文化芸術振興事業			施設利用者利便事業	公園の維持管理事業				
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益	0	0	0		0	0	0		0	384,000	384,000
基本財産受取利息	0	0	0		0	0	0		0	384,000	384,000
事業収益	163,598,477	157,517,828	0		321,116,305	5,713,333	4,536,164		10,249,497	0	331,365,802
公の施設管理運営事業収益	152,638,677	91,589,143	0		244,227,820	0	0		0	0	244,227,820
公園等維持管理事業収益	0	57,221,168	0		57,221,168	0	4,536,164		4,536,164	0	61,757,332
施設利用増進事業収益	2,039,000	8,417,017	0		10,456,017	5,713,333	0		5,713,333	0	16,169,350
振興事業収益	8,920,800	290,500	0		9,211,300	0	0		0	0	9,211,300
受取補助金	0	0	0		0	0	0		0	6,000,000	6,000,000
受取市補助金	0	0	0		0	0	0		0	6,000,000	6,000,000
受取寄附金	0	0	0		0	0	0		0	0	0
受取寄附金	0	0	0		0	0	0		0	0	0
雑収益	281,767	190,064	0		471,831	0	0		0	2,860,836	3,332,667
受取利息	0	0	0		0	0	0		0	8,746	8,746
雑収益	281,767	190,064	0		471,831	0	0		0	2,852,090	3,323,921
経常収益計	163,880,244	157,707,892	0	0	321,588,136	5,713,333	4,536,164	0	10,249,497	9,244,836	341,082,469
(2) 経常費用											
事業費											
給料手当	29,853,679	30,252,890	0		60,106,569	0	0		0		60,106,569
臨時雇賃金	0	2,541,357	0		2,541,357	0	0		0		2,541,357
福利厚生費	4,900,137	4,998,825	0		9,898,962	0	0		0		9,898,962
旅費交通費	0	5,840	0		5,840	0	0		0		5,840
通信運搬費	430,938	443,077	16,170		890,185	0	0		0		890,185
消耗品費	4,016,212	4,367,928	1,015,991		9,400,131	0	477,837		477,837		9,877,968
修繕費	15,222,119	16,133,062	0		31,355,181	0	0		0		31,355,181
印刷製本費	218,931	360,880	107,250		687,061	0	0		0		687,061
燃料費	195,281	2,067,368	0		2,262,649	0	243,099		243,099		2,505,748
光熱水料費	24,495,881	8,006,505	0		32,502,386	959,399	89,937		1,049,336		33,551,722
賃借料	1,745,660	1,736,842	0		3,482,502	586,700	396,000		982,700		4,465,202
保険料	873,126	1,532,438	0		2,405,564	0	72,210		72,210		2,477,774
諸謝金	3,984,000	310,000	0		4,294,000	0	0		0		4,294,000
副賞費	435,320	105,500	8,000		548,820	0	0		0		548,820
租税公課	3,261,600	3,807,000	0		7,068,600	400,000	25,000		425,000		7,493,600
支払負担金	26,000	222,000	0		248,000	0	0		0		248,000
委託費	70,474,704	83,736,755	350,800		154,562,259	0	2,703,063		2,703,063		157,265,322
原材料費	1,048,300	3,742,041	0		4,790,341	0	114,851		114,851		4,905,192
雑費	3,943,460	1,837,893	383,704		6,165,057	0	414,167		414,167		6,579,224

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計					収益事業等会計				法人会計	合計
	公益事業1	公益事業2	公益事業3	共通	小計	収益事業	その他事業	共通	小計		
	スポーツ振興事業	緑化推進事業	文化芸術振興事業			施設利用者利便事業	公園の維持管理事業				
管理費											
給料手当										4,372,110	4,372,110
福利厚生費										653,651	653,651
会議費										13,056	13,056
旅費交通費										403,110	403,110
通信運搬費										98,546	98,546
消耗品費										37,178	37,178
修繕費										0	0
印刷製本費										24,058	24,058
燃料費										3,686	3,686
光熱水料費										248,388	248,388
賃借料										1,213,091	1,213,091
保険料										647,420	647,420
租税公課										74,800	74,800
支払負担金										346,500	346,500
委託費										3,774,236	3,774,236
雑費										170,313	170,313
経常費用計	165,125,348	166,208,201	1,881,915	0	333,215,464	1,946,099	4,536,164	0	6,482,263	12,080,143	351,777,870
当期経常増減額	△ 1,245,104	△ 8,500,309	△ 1,881,915	0	△ 11,627,328	3,767,234	0	0	3,767,234	△ 2,835,307	△ 10,695,401
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益											
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用											
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額				1,801,132	1,801,132	△ 3,677,134	0	0	△ 3,677,134	1,876,002	0
税引前 当期一般正味財産増減額	△ 1,245,104	△ 8,500,309	△ 1,881,915	1,801,132	△ 9,826,196	90,100	0	0	90,100	△ 959,305	△ 10,695,401
法人税、住民税及び事業税						501,700	0	0	501,700	0	501,700
当期一般正味財産増減額	△ 1,245,104	△ 8,500,309	△ 1,881,915	1,801,132	△ 9,826,196	△ 411,600	0	0	△ 411,600	△ 959,305	△ 11,197,101
一般正味財産期首残高					21,884,677				9,246,579	△ 1,480,875	29,650,381
一般正味財産期末残高					12,058,481				8,834,979	△ 2,440,180	18,453,280
II 指定正味財産増減の部											
基本財産運用益					0				0	384,000	384,000
一般正味財産への振替額					0				0	△ 384,000	△ 384,000
当期指定正味財産増減額					0				0	0	0
指定正味財産期首残高					0				0	100,000,000	100,000,000
指定正味財産期末残高					0				0	100,000,000	100,000,000
III 正味財産期末残高					12,058,481				8,834,979	97,559,820	118,453,280

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1)有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については、償却原価法を採用している。

ただし、取得価額と債権金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、重要性の原則を適用し、原価法によっている。

#### (2)リース取引の処理方法

移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しい取引については通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### (3)消費税等の会計処理

消費税等については、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	100,000,000	0	0	100,000,000
定期預金	0	0	0	0
小 計	100,000,000	0	0	100,000,000
特定資産				
運用財産積立資産	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
合 計	105,000,000	0	0	105,000,000

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	100,000,000	100,000,000	0	—
小 計	100,000,000	100,000,000	0	—
特定資産				
運用財産積立資産	5,000,000	0	5,000,000	0
小 計	5,000,000	0	5,000,000	0
合 計	105,000,000	100,000,000	5,000,000	0

4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は次のとおりである。

(単位：円)

内 容	帳簿価額	時 価	評 価 損
兵庫県令和4年度 第4回公募公債 (10年)	100,000,000	89,576,000	10,424,000
合 計	100,000,000	89,576,000	10,424,000

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交 付 者	前期末残高	当期増加額	当期減少額
補助金				
受取市補助金	高砂市長	0	6,000,000	6,000,000
合 計		0	6,000,000	6,000,000

当期末残高	貸借対照表上の記載区分
0	—
0	—

6. 指定正味財産からの一般正味財産への振替額の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
兵庫県令和4年度 第4回公募公債 (10年)利息分	384,000
合 計	384,000

## 財 産 目 録

令和8年3月31日現在

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
<b>(流動資産)</b>					
現金預金	現金	現金手許有高	運転資金として	240,940	
	預金	普通預金 (三井住友銀行 高砂支店)	運転資金として	31,152,066	
	預金	普通預金 (三井住友銀行 高砂支店)	運転資金として	1,622,731	
	未収金			自動販売機売上手数料	83,887
				自動販売機電気使用料等	684,579
				施設利用料等	306,820
	<b>流動資産合計</b>				<b>34,091,023</b>
<b>(固定資産)</b>					
基本財産	投資有価証券				
		野村証券株式会社	運用益を管理費の財源として使用している	100,000,000	
特定資産	運用財産積立資産				
		三井住友銀行 高砂支店	運用益を管理費の財源として使用している	5,000,000	
<b>固定資産合計</b>				<b>105,000,000</b>	
<b>資産合計</b>				<b>139,091,023</b>	
<b>(流動負債)</b>					
	未払金	精算返納金 (高砂市)	光熱水費等返納金	5,011,520	
			公園等維持管理事業等受託費返納金	1,131,651	
		その他未払金	委託費等の未払い分	10,965,188	
	未払消費税等		消費税等の未払い分	1,376,400	
	未払法人税等		法人税等の未払い分	501,700	
	前受金		体育館施設利用料	927,070	
	預り金	健康保険預り金	健康保険預り分	275,441	
		厚生年金預り金	厚生年金預り分	442,860	
		所得税等預り金	所得税預り分	5,913	
	<b>流動負債合計</b>				<b>20,637,743</b>
<b>負債合計</b>				<b>20,637,743</b>	
<b>正味財産</b>				<b>118,453,280</b>	

# 監 査 報 告 書

令和8年5月11日

公益財団法人 結のたかさご  
理事長 中野 哲郎 様

公益財団法人 結のたかさご

監 事

西中亮二

監 事

梶原 一郎

私たち監事は、法令及び定款の定めに基づき、公益財団法人高砂市施設利用振財団の令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の会計及び業務について監査を実施したので、その方法及び結果について次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

- (1) 会計監査については、理事及び使用人等から会計処理の状況を聴取し、会計帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録等について、その真実性及び正確性を検討いたしました。
- (2) 業務監査については、理事会に出席したほか、理事及び使用人等から業務処理の状況を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、当該事業年度に係る業務執行の妥当性について検討いたしました。

## 2 監査結果

- (1) 事業報告書の内容は妥当であり、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿及び通帳の残高照合を行った結果、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は記載金額と一致し、法人の収支状況及び財政状態に関して、真実な報告であると認めます。
- (3) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年度

事業計画書及び収支予算書

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日

公益財団法人 結のたかさご

# 目 次

	ページ
1. 事業計画書	
公益目的事業	
公益事業1「スポーツ振興事業」	1
公益事業2「緑化推進事業」	9
公益事業3「文化及び芸術の振興を目的とする事業」	13
公益事業4「勤労者福祉の充実及び向上を目的とする事業」	14
収益事業等	
収益事業「体育施設及び公園施設利用者への利便提供」 (飲料水等自動販売機の設置)	16
その他事業「公園の維持管理事業」	16
管理施設の概要	16
2. 収支予算書	
収支予算書	18
収支予算書内訳書	20
3. 資金調達及び設備投資の見込みについて	22

# 事業計画書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

## はじめに

公益財団法人として施設の効率的な管理運営と利用の増進を図るとともに、関係行政機関等と密接に連携し、公益目的事業を積極的かつ誠実に行い、文化及びスポーツの振興並びに緑化事業の推進を図り、市民の緑豊かで文化の香りあふれる生活環境づくりと健康増進に寄与することを目的として事業を実施します。

また、高砂市の勤労者福祉の充実及び向上を図り、働きやすいまちづくりに寄与することを目的として勤労者福祉に関する事業を実施します。

また、令和6年度から高砂市総合体育館及び総合運動公園体育施設の指定管理業務において、ときめく高砂未来創造パートナーズとして美津濃株式会社及び阪神園芸株式会社と共同事業体を組織し運営管理を行っており、令和8年度も共同事業体のそれぞれの得意とする分野、これまでの実績を活かした新たな事業を展開してまいります。

令和8年度は、法人名も変更し新たなスタートを切る指定管理者として適正で公平な施設の運営管理を進めていくとともに、SDGs(持続可能な開発目標)を財団運営の『道しるべ』とし、SDGs実現に向けて各事業に取り組みます。

## 公益目的事業

### 公益事業1「スポーツ振興事業」

高砂市総合体育館、高砂市総合運動公園体育施設(陸上競技場・テニスコート・野球場・相撲場・サブグラウンド)の指定管理を、美津濃株式会社及び阪神園芸株式会社との共同事業体で受け、市民スポーツの振興を目的とした体育施設の管理運営を行います。また、多様化するニーズに応えるため、構成団体とともに幅広い年齢層に対応した自主事業を提供します。

引き続き、スポーツ振興をとおして、SDGs目標3「すべての人に健康と福祉を」をはじめとし、運動とスポーツを行い活動的なライフスタイルと精神的な安定をもたらし、それにより健康増進を図り構成団体とともに持続可能な開発目標の達成に貢献します。

### 1. 自主事業

各種スポーツ教室の開催や体育館施設の貸与を行うことにより、スポーツを振興し市民の健康増進の実現を図る。

#### ア 各種スポーツ教室の開催

子どもから高齢者まで幅広い年代層が参加できる各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや健康維持の増進を図る。

事業名	内容	対象	定員	場所	期間
硬式テニスⅠ	基本から応用、試合までの技術を学びます。	16歳以上	60	総合運動公園 テニスコート	5月～10月
硬式テニスⅡ			60		11月～3月
バドミントン	基本から応用、試合までの技術を学びます。	16歳以上	50 50	総合体育館	5月～10月 11月～3月
卓球	基本から応用、試合までの技術を学びます。	16歳以上	40 40	総合体育館 アリーナ	5月～10月 11月～3月
トレーニングⅠ	簡単にマイペースで出来るトレーニングを行い、シェイプアップを目指します。	16歳以上	40	総合体育館 アリーナ	5月～10月 11月～3月
トレーニングⅡ			40 30 30		
スーパー ドライブ	卓球をベースにしたニュースポーツで、楽しく体を動かします。	16歳以上	60 60	総合体育館 アリーナ	5月～10月 11月～3月
レディース KARATE	心身のリフレッシュとシェイプアップおよび護身用として空手道の習得を目指します。	16歳以上の女性	15 15	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～10月 11月～3月
いきいき 健康教室Ⅰ	無理のない有酸素運動で健康維持を目指し、ボールを使って楽しくトレーニング。そして、ゆっくりストレッチで気持ちもリラックスします。シニアからの健康体操クラスです。	55歳以上	60	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～10月 11月～3月
いきいき 健康教室Ⅱ			60 60		
いきいき 健康教室Ⅲ			60 60		
すこやか 健康体操	無理なく身体を動かし、リハビリや健康維持を目指す、身体に優しい教室です。	60歳以上	60 60	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～10月 11月～3月
シニアわくわく 元気体操	毎日をのびやかに楽しく過ごせる様、健康維持を目指す教室です。	65歳以上	30 30	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～10月 11月～3月

事業名	内容	対象	定員	場所	期間
スポーツチャンバラ	基本から応用、試合までの技術を学びます。	16歳以上	15 15	総合体育館 格技場Ⅱ	5月～10月 11月～3月
カントリーダンス	アメリカの国民音楽カントリー・ミュージックに合わせて踊るダンスを基本から学び体幹力を上げる教室です。	16歳以上	15 15	総合体育館 格技場Ⅱ	5月～10月 11月～3月
さわやかストレッチ	高齢化により、健康体操が体力的に続ける事が難しくなってきた方たちを対象にした無理のないストレッチの教室です。	70歳以上	35 35	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～10月 11月～3月
リラクゼーション ・ヨガ	呼吸法を重視し、全身をリラックスさせながら美しいスタイルを目指します。	16歳以上	40 40 40	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～7月 9月～12月 1月～3月
リフレッシュ ・ヨガ	呼吸で心と身体の調和をはかり、自分のペースで無理のないポーズでシェイプアップを目指します。	16歳以上	40 40 40	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～7月 9月～12月 1月～3月
ピラティス ・ヨガ	自然に姿勢を意識し、身体に優しく、リラックスできるヨガです。	16歳以上	40 40 40	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～7月 9月～12月 1月～3月
モーニング ・ヨガ	呼吸で心と身体の調和をはかり、爽やかな1日がスタートできます。	16歳以上	50 50 50	総合体育館 格技場Ⅰ	5月～7月 9月～12月 1月～3月
そう快 (運動習慣支援)	様々な方法で適度に楽しく無理なく身体を動かし、運動習慣を身につけます。	16歳以上	35 35 35	総合体育館 格技場Ⅱ	5月～7月 9月～12月 1月～3月
フィットネス エアロビクス	有酸素運動で、音楽に合わせて気持ちよく全身運動を行います。	16歳以上の女性	30 30 30	総合体育館 格技場Ⅱ	5月～7月 9月～12月 1月～3月
健康フラダンス	フラダンスを基本に初心者も高齢者も参加しやすく健康を意識したフラの教室。	16歳以上の女性	20 20 20	総合体育館 格技場Ⅱ	5月～7月 9月～12月 1月～3月

事業名	内容	対象	定員	場所	期間
陸上	すべての運動の基本である「走る」、「飛ぶ」、「投げる」を学びます。	小学生 3年生以上	70	陸上競技場	5月～3月
バレーボール	基本から応用、試合までの技術を学びます。	小学生 3年生以上	20	総合体育館	5月～3月
相撲	相撲を通じて礼儀作法等を学び、基礎体力の向上を目指します。	小学生 中学生	10	相撲場	5月～3月

## イ スポーツ交流

スポーツを通じて、心身の鍛練及びふれあい交流を図る。

事業名	内容	対象	人数	場所	時期
武蔵・伊織 剣道大会	宮本武蔵や伊織のように「文武両道」の精神に鑑み、剣道を通じて心身の向上を図る。	小学生	500	総合体育館 アリーナ	5月
日本スーパー ライブ交流会	高砂市が普及に取り組んでいるニュースポーツの体験を通じて交流を図る。	16歳 以上	120	総合体育館 アリーナ	6月
高砂市武道 振興大会	武道6団体が一堂に会し、武道を通じて交流を図り、かつ心身の向上を図る。	小学生 以上	200	総合体育館 アリーナ	9月
高砂マラソン	高砂マラソン実行委員会に参画し、高砂市、高砂市スポーツ協会、高砂市陸上競技協会とともに幅広い世代が参加することが出来る大会を開催する。	全年齢	1,000	加古川河川 敷マラソンコ ース	12月
少年少女野球教室	野球の基礎からグラウンド整備まで指導し、子どもたちに野球の魅力や楽しさを伝える。	小学生	70	年1回	2月

事業名	内容	対象	人数	場所	時期
無料開放デイ (施設活用事業)	<p>フレイル予防のための事業 ・月例グラウンドゴルフ大会など</p> <p>陸上競技場の芝生広場を活用することにより、フレイルを防ぐ3ポイントのうち、栄養を除く“運動”と“社会参加”の機会を設ける。 「気軽に、無理なく、楽しく、笑いながら」おしゃべりができる空間を提供し、高齢者の活動の場を広げ、新たな社会資本としての「ソーシャルキャピタル」の醸成に寄与する。</p> <p>子育て支援のための事業 子育て関連施設や子育てボランティアの協力のもと、子育て世代に安全で安心して遊びやスポーツに触れる機会を提供する。</p>	高齢者 子育て世代	—	陸上競技場	随時

#### ウ 体力増進事業

各種講習会を開催し、市民の健康維持並びに体力の増進を図る。

事業名	内容	対象	人数	場所	時期
テーピング講習会	専門家と一緒に実際にテープを使用し、テーピングの基本的な技法を習得する。	16歳以上	50	総合体育館	8月
ジョギング講習会	ストレッチング・ウォーキング・ジョギングの基本をマスターし、30分間ジョギングができるよう指導する。	小学3年生以上	100	陸上競技場	9月
体成分測定会	測定器を用いて部位別筋肉バランス・内臓脂肪・基礎代謝を測定し、運動アドバイスをを行う。	小学生以上	330	総合体育館	10月
コーディネーション講習会	体を効率よく使う能力を高める運動を体験し、身体能力の向上を図る。	小学生	80	総合体育館	3月

エ ときめく高砂未来創造パートナーズによる事業

共同事業体の構成団体である美津濃(株)及び阪神園芸(株)とコラボし、ライフステージに応じたスポーツ事業を計画し、施設を有機的、効果的に活用することで、市の「スポーツ推進計画」の達成に寄与する。

事業名	内容	対象	人数	回数
トレーニング講習会	基礎的な体づくりが行えるトレーニング機器の説明と、自分に合ったトレーニングの指導・アドバイスをし、新たに「トレーナーコアタイム」(トレーナー常駐時間)を設定し、経験と知識をもつスタッフが、利用者にカウンセリングを行うと共に、体づくり、健康づくり等利用者の目的に合わせた個別性を重視したトレーニングアドバイスを実施する。	16歳以上	—	通年 火水木 午前 午後
忍者学校	幼少期の身体作り・運動能力の発達に必要な『36の基本動作』を取り入れたミズノ流忍者学校を実施します。忍者になりきり、楽しく忍術の練習をしながら遊ぶ中で身につける、ストーリー性を持たせたプログラムです。	幼児・児童	40	年2回
親子 DE ヘキサスロン(あそび運動プログラム)	子どもの体力・運動能力の低下が叫ばれる中、運動の楽しさを感じ、運動が好きになってほしいとの願いから、幼少期に身につけたい『36の基本動作』を取り入れ、「走る」「跳ぶ」「投げる」を学べる運動遊びプログラム「ヘキサスロン」により運動発達の芽を伸ばすヘキサスロン専用グッズを活用して親子で遊びながら楽しく運動に親しむ。	子育て世代	20組	年2回
親子野球クラブづくり	親子共同作業で野球クラブをつくるイベント。紐通しなどの大変な作業を協力して世界に一つだけのクラブを親子で完成させる。	児童・生徒・保護者	10	年1回
ノルディックウォーク教室	ノルディック・ポールを使用し、安定したあるき方を習得し、膝や腰に不安のある方でも、全身運動を体感する。	市民・利用者	20	年2回

事業名	内 容	対 象	人 数	回 数
ウォーキング教室	専門のコーチに講習を受けた後、姿勢や腕の振りを意識して園内コース周辺を楽しくウォーキングする。	市民・利用者	20	年2回
運動会必勝塾	走り方の基本やスタートダッシュのコツなどのポイントを伝授する。	児童・生徒	40	年2回
親子スポーツ教室	親子でボールや跳び箱、マットなどいろんな体育道具を使って遊びながら楽しく身体を動かす。	子育て世代	20	年2回
なわとび教室	縄跳び講師が、縄跳びの飛び方、回し方など基本的な技術の習得を目指します。	幼児・児童	20	年1回
スポーツ塾(鉄棒)	鉄棒の基本的な身体の動かし方などを行うプログラム。前回り、逆上がりができることを目指します。	幼児・児童	20	年2回
スポーツ塾(跳び箱・マット)	跳び箱とマット運動で身体の動かし方などを行うプログラム。開脚跳びや前転、後転ができることを目指します。	幼児・児童	20	年2回

## 2. 受託事業

### ア スポーツ・レクリエーション振興事業

スポーツを通じて交流を深めるため、各種スポーツ大会を実施する。

#### (ア) 各種スポーツ大会

野球・空手など各種の大会を開催し、スポーツの振興を図る。

事業名	対 象	人 数	場 所	時 期
招待中学校 新人野球大会	中学生	240	野球場	8月
スポーツ少年団 軟式野球大会 秋季会	小学生	360	野球場	9月
スポーツ少年団 空手道交歓大会	小学生	100	総合体育館 格技場Ⅱ	2月
郡市区対抗 駅伝競走大会	中学生から一般	30	—	2月

(イ) 市長杯競技大会

県下各地から選抜チームを招いて大会を実施するなど、各種競技のレベルアップを図るとともに、スポーツを通じて交流を深めることを目的として実施する。

事業名	対象	人数	場所	時期
中学生ハンドボール大会	東播磨地区中学生	100	総合体育館	5月
卓球大会	東・北播磨地区選抜	140	総合体育館	6月
中学校・高等学校柔道大会	県内中学生 県内高校生	700 1,500	総合体育館	12月 11月
中学校・高等学校剣道大会	県内中学生 県内高校生	1,000 1,100	総合体育館	2月 11月
インドアソフトテニス大会	東・北播磨地区選抜	100	総合体育館	2月
東播バドミントン大会	東・北播磨地区選抜	100	総合体育館	3月

## 公益事業2「緑化推進事業」

高砂市から市ノ池公園等の公園施設の指定管理を受け、緑化事業の推進を目的とした公園施設の管理運営を行います。

また、市民に花と緑にあふれる環境のもとで自然を体感してもらうため、市ノ池公園の一面に設置しているキャンプ場の運営を行います。

緑化推進をとおして、SDGs目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標13「気候変動に具体的な対策を」など多くの持続可能な開発目標の達成に貢献します。

### 1. 自主事業

緑化の推進、緑の保全のため、市ノ池公園に設置しているみどりの相談所において、植物を育てる市民からの相談に対応するとともに、市民向けの教室や植物展示会等を開催している。

#### ア 花と緑の教室

みどりの相談所多目的研修室等において、園芸の一般常識と技術習得を目的とした園芸教室を開催する。

事業名	定員	教室形式	時期
苔玉を楽しむ	20	実習	5月
洋ランの植え替えと育て方①	20	講義 (一部実習)	5月
多肉植物の寄せ植え	30	実習	5月
福助菊・ダルマ菊の作り方と育て方①	20	講義 (一部実習)	6月
観葉植物の寄せ植え	30	実習	6月
福助菊・ダルマ菊の作り方と育て方②	20	講義 (一部実習)	7月
竹ランタシづくり	20	実習	7月
秋の玄関を飾る寄せ植え	30	実習	9月
苔テラリウム	20	実習	9月
クリスマスを飾る寄せ植え	30	実習	11月
お正月用洋風の寄せ植え	30	実習	12月

事業名	定員	教室形式	時期
門松づくり	20	実習	12月
バラの剪定と育て方	20	講義 (一部実習)	1月
洋ランの植え替えと育て方②	20	講義 (一部実習)	2月
春の草花を使った寄せ植え	30	実習	3月

### イ 展示会

花と緑の意識の高揚を図るため、みどりの相談所において、花や緑に関する展示会を開催する。

事業名	共催団体名	場所	時期
盆栽山野草展	高砂盆栽協会	相談所展示コーナー	4月
おもと・山野草展(春)	播磨山野草 おもと同好会	相談所展示コーナー	4月
ふれあい山野草展(春)	市ノ池山草会	相談所展示コーナー	4月
古典園芸植物 と山野草展	高砂古典園芸同好会	相談所展示コーナー	5月
多肉植物展	自主展	市ノ池公園温室	5月
初夏の山野草と古典植物展	高砂古典園芸同好会	相談所展示コーナー	6月
おもと・山野草・富貴蘭展	播磨山野草 おもと同好会	相談所展示コーナー	7月
食虫植物展	自主展	市ノ池公園温室	7月・8月
秋の山野草展	山野草を楽しむ会	相談所展示コーナー	9月
ふれあい山野草展(秋)	市ノ池山草会	相談所展示コーナー	10月
おもと・山野草展(秋)	播磨山野草 おもと同好会	相談所展示コーナー	10月

事業名	共催団体名	場所	時期
第48回花と緑の写生コンクール 入賞作品展	自主展	相談所展示コーナー	11月
播州苔展	アトリエ windwing	相談所展示コーナー	1月
市ノ池洋ラン展	播磨ラン会	市ノ池公園温室	2月
春の山野草展	山野草を楽しむ会	相談所展示コーナー	3月

#### ウ 緑の相談会

みどりの相談所展示コーナーにおいて、各種団体の相談員が、植物に関するいろいろな質問や相談に応じる。

事業名	講師	場所	時期
盆栽づくり相談会 (一部体験会)	高砂盆栽協会	相談所展示コーナー 多目的研修室	4月

#### エ 体験・観察会

市ノ池公園における施設や植物等を一般公開し、都市緑化植物園の機能をもつ公園を広く市民に親しんでもらうため、体験・観察会を実施する。

事業名	講師	場所	時期
水辺の植物観察会	播磨ウエットランドリサーチ	市ノ池公園	7月
ハーブの香りを楽しむ会	ワイルドストロベリー (ハーブ園ボランティア)	市ノ池公園ハーブ園	5月・10月
野外活動教室	高砂市レクリエーション協会	市ノ池公園キャンプ場	11月

#### オ 緑の普及事業

緑の普及啓発を目的に事業を実施する。

事業名	事業内容	時期
ボランティア交流事業	各々に活動している緑化ボランティア団体の活動報告や意見交換の場とする。	4月

事業名	事業内容	時期
緑のカーテン事業	一般家庭でのエネルギー消費の抑制、また緑の普及啓発を目的として実施する。	5月
のじぎく配布事業	市ノ池公園来園者へののじぎく苗900株を無料配布する。	5月～6月
花のある公園づくり事業 (花いっぱい運動)	市内の公園を対象に、地元自治会やボランティアと協同で植栽を実施し、緑化の普及啓発を図る。	2月

#### カ その他事業

多様な主体の参画と協働のもと、公園の利活用や緑化推進活動を通し公園の活性化及び新たな魅力の創出を目的に行う事業を実施する。

事業名	事業内容	時期
地域イベント開催事業	地元の人々が集まり、交流する場を提供することで、地域の活性化を図ります。(楽市楽座・JAふぁーみんまつり等)	随時 (1月除く)
こども食堂 in 市ノ池公園 (阿弥陀おかげ村・ハーベスト8849)	市ノ池公園でこども食堂を開催する。食事の提供だけでなく、子どもたちが楽しめるイベントやワークショップも実施する。	各団体 月1回程度

## 2. 受託事業

#### ア 緑の普及事業

緑の普及啓発を目的に、緑化資材配布、菊花展覧会、写生コンクール、記念植樹用苗木配布等の事業を実施する。

事業名	事業内容	時期
緑化資材配布事業	市民及び市内学校園等を対象に、ポーチュラカ、のじぎく等の緑化資材を提供し、緑化の普及啓発を図る。	5月～6月
花壇等植栽事業	公園等の花壇やプランターを利用し、ボランティアと協同で植栽を実施し、緑化の普及啓発を図る。	5月・10月
高砂菊花展覧会	市ノ池公園内において、市と市民および関係団体が一体となって第59回高砂菊花展覧会を開催する。	10月～11月

事業名	事業内容	時期
花と緑の写生コンクール	小学生、中学生を対象として、「花と緑」を課題とした第47回写生コンクールを実施する。	11月
記念植樹用苗木配布事業	市民の結婚・出生にちなみ、記念樹とするための苗木を無償配布して祝意を表す。	申込 随時 配布 11月・3月
花壇のあるまちづくり事業	市道沿等にプランターを設置し、地域団体等による維持管理を行う。 6団体 86基	申込 随時 配布 6月・11月
緑の相談	みどりの相談所に相談コーナーを設け、専門相談員が、植物に関するいろいろな質問や相談に応じる。	毎月第2・第4土曜日 及び 5月4日

### 公益事業3「文化及び芸術の振興を目的とする事業」

日頃の文化活動の成果を発揮する場を提供することにより、文化の振興を図ります。

また、文化振興をとおして、SDGs目標4「質の高い教育をみんなに」など、子どもの育成や交流の場の提供により、持続可能な開発目標の達成に貢献します。

#### 1. 自主事業

市民に芸術文化の鑑賞の機会と日頃の文化活動の成果を発表する場を提供する。

事業名	事業内容	場所	時期
高砂市吹奏楽合同演奏会	市内中学校・高等学校吹奏楽部、高砂市吹奏楽団のよる合同演奏会を開催する。	文化会館 大ホール	6月
武蔵・伊織児童絵画・書道展	小学生を対象に宮本武蔵・伊織の文武両道を両立させた姿勢を顕彰するため、絵画・書道のコンクールを実施する。	総合体育館	11月

## 公益事業4「勤労者福祉の充実及び向上を目的とする事業」

高砂市の勤労者福祉の充実及び向上を図るため、勤労者福祉に関する事業を行い、働きやすいまちづくりに寄与することを目的とします。

### 1. 福利厚生事業

ア 中小企業の福利厚生向上のための補助金
1-1 中小企業福利厚生向上奨励補助金受付業務
高砂市から委託を受け、市内の中小企業において雇用する従業員の福利厚生の向上を図るため、大企業並みの福利厚生事業を提供する一般財団法人加古川勤労福祉サービスセンター（あいわーくかこがわ）への加入を奨励し、その加入に係る経費に対する補助金を交付することにより、労働力の確保と定着及び勤労意欲の向上に寄与することを目的とします。市内の中小企業を対象とし、財団及び市のホームページや窓口での案内掲示、市発行の広報誌等を通じて広く事業を周知及び公募します。 本事業のうち、対象者への補助金の交付事務は高砂市が実施します。 なお、本事業金はあいわーくかこがわの入会金及び会費（加入した月から1年間）の2分の1を補助するものであり、補助対象となる従業員数は上限40名までとします。
イ 中小企業の働きやすい就業規則整備のための補助金
1-2 中小企業の働きやすい就業規則整備補助金受付業務
高砂市から委託を受け、市内の中小企業において働きやすい職場環境づくりの基礎として就業規則の作成又は改定等を行う際に要した経費の一部に対する補助金を交付することにより、中小企業者における働き方改革を推進するとともに、人材の確保及び定着を支援し、もって市内産業の安定的な発展に寄与することを目的とします。市内の中小企業を対象とし、財団及び市のホームページや窓口での案内掲示、市発行の広報紙等を通じ広く事業を周知及び公募します。本事業のうち、対象者への補助金の交付事務は高砂市が実施します。 なお、本補助金は就業規則の作成又は改定のため、新たに発生する社会保険労務士等への委託経費の2分の1を補助するものであり、上限を10万円までとします。

### 2. 相談事業

ア 就労支援を目的とする相談会等
2-1 就労支援出張相談会
就労を希望する15歳から49歳以下の方を対象に、専門の相談員が公共職業訓練コースの案内や兵庫県下の若者が就職するまでのサポートを行うことにより、就労支援を図ることを目的に就労支援出張相談会を開催します。財団及び市のホームページや窓口での案内掲示、市発行の広報紙等を通じて広く事業を周知し、高砂市在住・在勤を問わず公募する。相談会には、厚生労働省の委託機関である「あかし若者サポートステーション」に属する専門相談員が相談対応に従事します。

2-2 就労自立支援セミナー&相談会
<p>就労意欲はあるが、どのように就職活動をすれば良いかわからない方、自信がない方、就労ブランクのある方などを対象として、セミナーや相談を通じて就労による自立へと導くことを目的に、就労自立支援セミナー&amp;相談会を開催します。財団及び市のホームページや窓口での案内の掲示、市発行の広報誌等を通じて高砂市在住・在勤を問わず広く事業を周知、公募し相談会には、専門相談員がセミナー講師及び相談対応に従事します。</p>
2-3 地元企業合同就職面接&相談会
<p>高砂市内の企業及び求職者を対象として、複数の求人企業及び求職者を一堂に会して大々的な就職面接&amp;相談会を開催し、高砂市内における正社員での就職を支援することを目的に開催します。財団ホームページや窓口での案内掲示、主催団体である高砂市及びハローワーク加古川において広く事業を周知し、市内企業および求職者(住居地不問)を対象に案内します。</p>
イ 資料の収集と提供
2-4 資料の収集と提供
<p>高砂市から委託を受け、勤労者等のためにパンフレットコーナーの常設や、ハローワーク加古川から収集した求人情報を広く施設利用者が閲覧できるよう窓口において掲示することにより、就労支援を目的として実施します。パンフレットコーナー及びハローワーク加古川の求人情報提供については、財団ホームページ等で周知します。</p>

### 3. リカレント事業

3-1 リカレント教育支援事業補助金受付業務
<p>高砂市から委託を受け、市内在住で結婚、出産、育児等の理由により離職した方や、非正規雇用の方に対し、就労又は起業のために必要な資格又は免許を取得するため、厚生労働大臣が指定する教育訓練給付金の対象講座の受講料や資格試験の受験料等の一部に対する補助金を交付することにより、市民の再就職及び職業能力の向上に寄与することを目的とする。財団及び市のホームページや窓口での案内掲示、市発行の広報紙等を通じて、市内在住者を対象として広く事業を周知及び公募します。</p>
<p>本事業のうち、対象者への補助金の交付事務は高砂市が実施します。</p>
<p>なお、本補助金は対象講座の受講料や資格試験の受験料等の2分の1を補助するものであり、上限を5万円までとします。</p>

### 4. 子育て支援事業

4-1 中小企業しごと・子育て両立支援事業受付業務
<p>高砂市から委託を受け、市内の中小企業において、兵庫県の施策により仕事と子育ての両立を図るための雇用環境整備等について行動計画を策定し、目標を達成するなど一定の要件を満たした企業に対する『くるみん認定企業』、また、女性活躍や多様な働き方等に積極的に取り組む企業に対する『ひょうご・こうべ女性活躍推進企業(ミモザ企業)』の認定を受けた中小企業を対</p>

象として補助金を交付することにより、仕事と子育ての両立や女性活躍の推進に寄与することを目的とします。市内の中小企業を対象とし、財団及び市のホームページや窓口での案内掲示、市発行の広報紙等を通じて広く事業を周知及び公募します。

本事業のうち、対象者への補助金の交付事務は高砂市が実施します。

なお、本補助金はくるみん認定企業又はミモザ企業認定を受けた市内の中小企業を対象として、一律10万円を補助するものです。

## **収益事業等(令和8年度より公1・公2へ統合)**

### **収益事業「体育施設及び公園施設利用者への利便提供及び熱中症対策」**

#### **(飲料水等自動販売機の設置)**

令和7年度までは収益事業としていました。飲料水等自動販売機の設置は、体育施設(公1)及び公園施設(公2)の利用者の利便性の向上と熱中症対策を図るためのもので、令和8年度より体育施設に設置しているものについてはスポーツ振興事業(公1)へ、公園施設に設置しているものについては緑化推進事業(公2)にそれぞれ統合します。

### **その他事業「公園の維持管理事業」(令和8年度より公2へ統合)**

兵庫県等が設置している公園等維持管理の委託を受け、除草清掃及び植木剪定を実施し、地域住民の憩いの場所の確保に努め、その他事業としていました。しかしながら、公園の緑化活動を通じて、花と緑の豊かなまちづくりが共通することから、令和8年度からは緑化推進事業(公2)に統合します。

## 【管理施設の概要】

### 【公の施設】

施設 の 名 称	施設 の 概 要
総 合 体 育 館	面積 建物 8,473.16㎡ 施設 アリーナ、格技場1・2、会議室
総合運動公園体育施設	施設 陸上競技場、テニスコート、野球場、相撲場 サブグラウンド
市ノ池公園キャンプ場	施設 キャンプ施設(管理棟、食事棟、炊事棟、シャワー棟、 バーベキューサイト、テントサイト)
都 市 公 園	街区公園 68箇所 近隣公園 5箇所 運動公園 2箇所 都市公園 4箇所 <u>総合公園 1箇所</u> 計 80箇所

### 【公園等】

施設 の 名 称	施設 の 概 要
公 園 等	開発公園 88箇所 緑地公園 3箇所 県立公園 2箇所 マラソコース 1箇所 <u>その他 6箇所</u> 計 100箇所
環 境 緑 地	環境緑地帯 カネカ前グリーンベルト外14箇所

# 収 支 予 算 書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	384	384	0	
基本財産受取利息	384	384	0	
事業収益	340,193	341,062	△ 869	
公の施設管理運営事業収益	249,404	249,334	70	
公園等維持管理事業収益	62,736	62,736	0	
施設利用増進事業収益	15,123	16,485	△ 1,362	
振興事業収益	10,630	12,507	△ 1,877	
勤労福祉事業収益	2,300	0	2,300	
受取補助金	6,000	6,000	0	
受取市補助金	6,000	6,000	0	
受取寄附金	1	1	0	
受取寄附金	1	1	0	
雑収益	201	3,422	△ 3,221	
受取利息	1	1	0	
雑収益	200	3,421	△ 3,221	
<b>経常収益計</b>	<b>346,779</b>	<b>350,869</b>	<b>△ 4,090</b>	
(2) 経常費用				
事業費	348,868	348,085	783	
給料手当	65,409	64,425	984	
臨時雇賃金	2,704	2,706	△ 2	
福利厚生費	11,498	11,009	489	
旅費交通費	37	34	3	
通信運搬費	1,020	1,094	△ 74	
消耗品費	9,696	10,000	△ 304	
修繕費	27,881	27,358	523	
印刷製本費	606	767	△ 161	
燃料費	2,633	2,679	△ 46	
光熱水料費	37,719	38,753	△ 1,034	
賃借料	4,919	4,854	65	
保険料	2,616	2,298	318	
諸謝金	4,342	4,297	45	
副賞費	568	569	△ 1	
租税公課	7,941	7,486	455	
支払負担金	381	309	72	
委託費	153,929	155,327	△ 1,398	
原材料費	7,769	5,902	1,867	
雑費	7,200	8,218	△ 1,018	

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
管理費	10,043	13,352	△ 3,309	
給料手当	3,489	4,038	△ 549	
臨時雇賃金	0	0	0	
福利厚生費	607	702	△ 95	
会議費	21	22	△ 1	
旅費交通費	921	986	△ 65	
通信運搬費	128	93	35	
消耗品費	377	377	0	
修繕費	10	10	0	
印刷製本費	47	47	0	
燃料費	8	8	0	
光熱水料費	253	253	0	
賃借料	1,288	1,188	100	
保険料	764	675	89	
諸謝金	30	30	0	
租税公課	7	146	△ 139	
支払負担金	441	441	0	
委託費	1,409	4,093	△ 2,684	
雑費	243	243	0	
<b>経常費用計</b>	<b>358,911</b>	<b>361,437</b>	<b>△ 2,526</b>	
当期経常増減額	△ 12,132	△ 10,568	△ 1,564	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 12,132	△ 10,568	△ 1,564	
一般正味財産期首残高	29,650	31,955	△ 2,305	
一般正味財産期末残高	17,518	21,387	△ 3,869	
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益				
一般正味財産への振替額				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	100,000	100,000	0	
指定正味財産期末残高	100,000	100,000	0	
III 正味財産期末残高	117,518	121,387	△ 3,869	

# 収 支 予 算 書 内 訳 書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計						収益事業等会計				法人会計	内部取引 消去	合計
	公益1	公益2	公益3	公益4	共通	小計	収益事業	その他事業	共通	小計			
	スポーツ 振興事業	緑化推進 事業	文化振興 事業	勤労福祉 事業			施設利用者 利便事業	公園の維持 管理事業					
I 一般正味財産増減の部													
1. 経常増減の部													
(1) 経常収益													
基本財産運用益	0	0	0	0		0	0	0		0	384		384
基本財産受取利息	0	0	0	0		0	0	0		0	384		384
事業収益	172,676	165,217	0	2,300		340,193	0	0		0	0		340,193
公の施設管理運営事業収益	156,867	92,537	0	0		249,404	0	0		0	0		249,404
公園等維持管理事業収益	0	62,736	0	0		62,736	0	0		0	0		62,736
施設利用増進事業収益	5,809	9,314	0	0		15,123	0	0		0	0		15,123
振興事業収益	10,000	630	0	0		10,630	0	0		0	0		10,630
勤労福祉事業収益	0	0	0	2,300		2,300	0	0		0	0		2,300
受取補助金	0	0	0	0		0	0	0		0	6,000		6,000
受取市補助金	0	0	0	0		0	0	0		0	6,000		6,000
受取寄附金	0	0	0	0		0	0	0		0	1		1
受取寄附金	0	0	0	0		0	0	0		0	1		1
雑収益	100	100	0	0		200	0	0		0	1		201
受取利息	0	0	0	0		0	0	0		0	1		1
雑収益	100	100	0	0		200	0	0		0	0		200
<b>経常収益計</b>	<b>172,776</b>	<b>165,317</b>	<b>0</b>	<b>2,300</b>	<b>0</b>	<b>340,393</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>6,386</b>		<b>346,779</b>
(2) 経常費用													
事業費													
給料手当	30,857	30,957	0	3,595		65,409	0	0		0	0		65,409
臨時雇賃金	0	2,704	0	0		2,704	0	0		0	0		2,704
福利厚生費	5,456	5,419	0	623		11,498	0	0		0	0		11,498
旅費交通費	8	29	0	0		37	0	0		0	0		37
通信運搬費	506	504	4	6		1,020	0	0		0	0		1,020
消耗品費	4,748	3,540	1,078	330		9,696	0	0		0	0		9,696
修繕費	15,010	12,871	0	0		27,881	0	0		0	0		27,881
印刷製本費	166	244	141	55		606	0	0		0	0		606
燃料費	358	2,275	0	0		2,633	0	0		0	0		2,633
光熱水料費	28,540	9,179	0	0		37,719	0	0		0	0		37,719
賃借料	2,684	2,235	0	0		4,919	0	0		0	0		4,919
保険料	970	1,646	0	0		2,616	0	0		0	0		2,616
諸謝金	3,987	355	0	0		4,342	0	0		0	0		4,342
副賞費	454	106	8	0		568	0	0		0	0		568
租税公課	3,745	4,165	1	30		7,941	0	0		0	0		7,941
支払負担金	132	249	0	0		381	0	0		0	0		381
委託費	71,831	81,518	400	180		153,929	0	0		0	0		153,929
原材料費	957	6,812	0	0		7,769	0	0		0	0		7,769
雑費	3,960	2,735	405	100		7,200	0	0		0	0		7,200

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計						収益事業等会計				法人会計	内部取引 消去	合計
	公益1	公益2	公益3	公益4	共通	小計	収益事業	その他事業	共通	小計			
	スポーツ 振興事業	緑化推進 事業	文化振興 事業	勤労福祉 事業			施設利用者 利便事業	公園の維持 管理事業					
管理費													
給料手当											3,489		3,489
臨時雇賃金											0		0
福利厚生費											607		607
会議費											21		21
旅費交通費											921		921
通信運搬費											128		128
消耗品費											377		377
修繕費											10		10
印刷製本費											47		47
燃料費											8		8
光熱水料費											253		253
賃借料											1,288		1,288
保険料											764		764
諸謝金											30		30
租税公課											7		7
支払負担金											441		441
委託費											1,409		1,409
雑費											243		243
<b>経常費用計</b>	<b>174,369</b>	<b>167,543</b>	<b>2,037</b>	<b>4,919</b>	<b>0</b>	<b>348,868</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>10,043</b>		<b>358,911</b>
当期経常増減額	△ 1,593	△ 2,226	△ 2,037	△ 2,619	0	△ 8,475	0	0	0	0	△ 3,657		△ 12,132
2. 経常外増減の部													
(1) 経常外収益													
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
(2) 経常外費用											0		
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
他会計振替額					0	0	0		△ 9,246	△ 9,246	9,246		0
当期一般正味財産増減額	△ 1,593	△ 2,226	△ 2,037	△ 2,619	0	△ 8,475	0	0	△ 9,246	△ 9,246	5,589		△ 12,132
一般正味財産期首残高					21,885	21,885	0	0	9,246	9,246	△ 1,481		29,650
一般正味財産期末残高	△ 1,593	△ 2,226	△ 2,037	△ 2,619	21,885	13,410	0	0	0	0	4,108		17,518
II 指定正味財産増減の部													
基本財産運用益													
一般正味財産への振替額													
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000		100,000
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000		100,000
III 正味財産期末残高	△ 1,593	△ 2,226	△ 2,037	△ 2,619	21,885	13,410	0	0	0	0	104,108		117,518

## 資金調達及び設備投資の見込みについて

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

- (1) 資金調達の見込みについて  
当期中における借入れの予定はありません。
  
- (2) 設備投資の見込みについて  
当期中における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。

高議第24号

高砂市市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年6月9日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市市税条例の一部を改正する条例

高砂市市税条例(昭和30年高砂市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第34条の8第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第50条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第51条の次に次の2条を加える。

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第51条の2 法第348条第2項第3号、第5号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、それぞれ必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第51条の3 法第348条第2項第3号、第5号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合には、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

第55条中「、土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第71条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

第72条の見出し中「非課税の範囲」を「課税免除」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

第79条第1項第1号中「で年齢18歳未満のもの又は精神障害者」を「又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」に、「身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「身体障害者等」に改め、同条第2項第2号中「、住所及び年齢」を「及び住所」に改める。

第80条第2項中「第72条第2号」を「第71条の3」に改め、同条第9項中「第72条第3号」を「第72条第2号」に改める。

附則第2条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第3条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第3条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第4条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

附則第5条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第6条の2に次の3項を加える。

20 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

22 固定資産税に係る法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第6条の2の次に次の1条を加える。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

(4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかつた理由

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者

等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事（以下この項において「居住安全改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 居住安全改修工事が完了した年月日
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等（以下この項及び第10項において「熱損失防止改修工事等」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出

する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

9 法附則第15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して

市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、  
3月以内に提出することができなかつた理由

12 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、

3月以内に提出することができなかつた理由

14 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物（第16条の2において「改修特別特定建築物」という。）に対して課する固定資産税について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第14条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第

3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 16 条に次の 1 項を加える。

- 3 都市計画税に係る法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附則第 16 条の 3 を附則第 16 条の 4 とする。

附則第 16 条の 2 の前の見出しを削り、同条を附則第 16 条の 3 とし、同条の前に見出しとして「(宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第 16 条の次に次の 1 条を加える。

(固定資産税の減額に係る申告に関する規定の準用)

第 16 条の 2 附則第 6 条の 3 第 1 4 項の規定は、改修特別特定建築物に対して課する都市計画税について、法附則第 15 条の 11 第 1 項の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について準用する。

附則第 18 条中「附則第 16 条の 2 第 1 項」を「附則第 16 条の 3 第 1 項」に、「第 16 条の 3 第 1 項」を「第 16 条の 4 第 1 項」に、「附則第 16 条の 2 第 2 項及び第 16 条の 3」を「附則第 16 条の 3 第 2 項及び第 16 条の 4」に、「附則第 16 条の 3」を「附則第 16 条の 4」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 2 条、第 3 条の 3 第 1 項及び第 4 条第 1 項の改正規定並びに附則第 14 条の 2 の改正規定(同条第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」

を「令和11年度」に改める部分に限る。)並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

- (2) 第34条の8第2項の改正規定並びに附則第3条の4及び第5条の2の改正規定並びに附則第14条の2の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の高砂市市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の高砂市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第3条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第

20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第14条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第14条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第55条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第79条第1項及び第2項の規定は、令和9年度以後の年度分の軽自動車税の減免について適用し、令和8年度分までの軽自動車税の減免については、なお従前の例による。

(新築の住宅等に対して課する固定資産税軽減に関する条例の廃止)

第5条 新築の住宅等に対して課する固定資産税軽減に関する条例(昭和39年高砂市条例第28号)は、廃止する。

(新築の住宅等に対して課する固定資産税軽減に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第6条 前条の規定による廃止前の新築の住宅等に対して課する固定資産税軽減に関する条例の規定により減額した、又は減額すべきであつた固定資産税については、なお従前の例による。



高議第25号

高砂市医療費助成条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年6月9日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第 号

### 高砂市医療費助成条例の一部を改正する条例

高砂市医療費助成条例（平成21年高砂市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号及び第13号中「80万9,000円」を「82万6,500円」に改める。

第3条第1項第1号中「80万9,000円」を「82万6,500円」に改め、同項第2号中「同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第26条の2に規定する規定」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の高砂市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

高議第26号

高砂市水道事業及び工業用水道事業並びに下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市水道事業及び工業用水道事業並びに下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年6月9日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市水道事業及び工業用水道事業並びに下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高砂市水道事業及び工業用水道事業並びに下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年高砂市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

高議第27号

高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年6月9日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高砂市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年高砂市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

高議第28号

高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定める  
ことについて

高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める  
ものとする。

令和8年6月9日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

高砂市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年高砂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた高砂市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

第 2 回  
令和 8 年度高砂市  
一般会計補正予算

## 目 次

ページ

1	第2回 令和8年度高砂市一般会計補正予算	121
2	第1表 歳入歳出予算の補正	
	・ 歳 入	122
	・ 歳 出	128
3	第2表 地方債の補正	132
	(予算に関する説明書)	
4	歳入歳出補正予算事項別明細書	
	(1) 総 括	135
	(2) 歳 入	138
	(3) 歳 出	146
	(予算に関する説明書)	
5	補正予算給与費明細書	158
	(予算に関する説明書)	
6	地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する補正調書	162

第 2 回 令和 8 年度高砂市一般会計補正予算

令和 8 年度高砂市の一般会計第 2 回補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 176,927 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,226,335 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債の補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

第1表 歳入歳出予算の補正

歳 入

款	項
① 市 税	(1) 市 民 税
	(2) 固 定 資 産 税
	(3) 軽 自 動 車 税
	(4) 市 た ば こ 税
	(5) 都 市 計 画 税
② 地 方 譲 与 税	(1) 地 方 揮 発 油 譲 与 税
	(2) 自 動 車 重 量 譲 与 税
	(3) 森 林 環 境 譲 与 税
	(4) 特 別 と ん 譲 与 税
③ 利 子 割 交 付 金	(1) 利 子 割 交 付 金
④ 配 当 割 交 付 金	(1) 配 当 割 交 付 金
⑤ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	(1) 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
⑥ 法 人 事 業 税 交 付 金	(1) 法 人 事 業 税 交 付 金
⑦ 地 方 消 費 税 交 付 金	(1) 地 方 消 費 税 交 付 金
⑧ 地 方 特 例 交 付 金	(1) 地 方 特 例 交 付 金
⑨ 地 方 交 付 税	(1) 地 方 交 付 税
⑩ 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	(1) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
17,096,000	0	17,096,000
5,865,000	0	5,865,000
9,009,000	0	9,009,000
249,000	0	249,000
600,000	0	600,000
1,373,000	0	1,373,000
213,997	0	213,997
38,000	0	38,000
163,000	0	163,000
10,997	0	10,997
2,000	0	2,000
33,000	0	33,000
33,000	0	33,000
173,000	0	173,000
173,000	0	173,000
245,000	0	245,000
245,000	0	245,000
263,000	0	263,000
263,000	0	263,000
2,420,000	0	2,420,000
2,420,000	0	2,420,000
169,000	0	169,000
169,000	0	169,000
3,920,000	0	3,920,000
3,920,000	0	3,920,000
18,495	0	18,495
18,495	0	18,495

一般会計

款	項
⑪ 分 担 金 及 び 負 担 金	(1) 分 担 金
	(2) 負 担 金
⑫ 使 用 料 及 び 手 数 料	(1) 使 用 料
	(2) 手 数 料
⑬ 国 庫 支 出 金	(1) 国 庫 負 担 金
	(2) 国 庫 補 助 金
	(3) 委 託 金
⑭ 県 支 出 金	(1) 県 負 担 金
	(2) 県 補 助 金
	(3) 委 託 金
⑮ 財 産 収 入	(1) 財 産 運 用 収 入
	(2) 財 産 売 払 収 入
⑯ 寄 附 金	(1) 寄 附 金
⑰ 繰 入 金	(1) 基 金 繰 入 金
	(2) 他 会 計 繰 入 金
⑱ 繰 越 金	(1) 繰 越 金
⑲ 諸 収 入	(1) 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料
	(2) 預 金 利 子

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
24,779	0	24,779
2,430	0	2,430
22,349	0	22,349
790,521	0	790,521
367,422	0	367,422
423,099	0	423,099
7,925,760	62,760	7,988,520
6,168,674	52,757	6,221,431
1,733,540	10,003	1,743,543
23,546	0	23,546
3,137,030	0	3,137,030
2,084,529	0	2,084,529
860,294	0	860,294
192,207	0	192,207
48,712	0	48,712
48,402	0	48,402
310	0	310
793,600	0	793,600
793,600	0	793,600
1,898,781	90,268	1,989,049
1,828,162	90,268	1,918,430
70,619	0	70,619
1	0	1
1	0	1
1,905,632	2,999	1,908,631
10,000	0	10,000
15,000	0	15,000

一般会計

款	項
	(3) 貸 付 金 元 利 収 入
	(4) 受 託 事 業 収 入
	(5) 雜 入
⑳ 市 債	(1) 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
465,822	0	465,822
158,537	0	158,537
1,256,273	2,999	1,259,272
1,973,100	20,900	1,994,000
1,973,100	20,900	1,994,000
43,049,408	176,927	43,226,335

一般会計

出 歳

款	項
① 議 会 費	
	(1) 議 会 費
② 総 務 費	
	(1) 総 務 管 理 費
	(2) 徴 税 費
	(3) 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
	(4) 選 挙 費
	(5) 統 計 調 査 費
③ 民 生 費	
	(1) 社 会 福 祉 費
	(2) 高 齢 者 福 祉 費
	(3) 児 童 福 祉 費
	(4) 生 活 保 護 費
(5) 災 害 救 助 費	
④ 衛 生 費	
	(1) 保 健 衛 生 費
(2) 清 掃 費	
⑤ 労 働 費	
	(1) 労 働 諸 費
⑥ 農 林 水 産 業 費	
	(1) 農 業 費
(2) 水 産 業 費	
⑦ 商 工 費	
	(1) 商 工 費
⑧ 土 木 費	
	(1) 土 木 管 理 費

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
324,945	0	324,945
324,945	0	324,945
5,214,211	22,956	5,237,167
4,392,173	22,956	4,415,129
394,884	0	394,884
261,767	0	261,767
114,241	0	114,241
17,079	0	17,079
34,067	0	34,067
18,289,761	81,513	18,371,274
6,885,883	715	6,886,598
1,908,118	0	1,908,118
7,146,437	0	7,146,437
2,348,611	80,798	2,429,409
712	0	712
5,514,173	42,494	5,556,667
3,591,257	15,000	3,606,257
1,922,916	27,494	1,950,410
60,727	0	60,727
60,727	0	60,727
229,429	5,493	234,922
195,059	5,493	200,552
34,370	0	34,370
994,085	0	994,085
994,085	0	994,085
3,899,720	0	3,899,720
20,495	0	20,495

一般会計

款	項
	(2) 道路橋りょう費
	(3) 河川費
	(4) 港湾費
	(5) 住宅費
	(6) 下水道費
	⑨ 都市計画費
⑩ 消防費	(1) 消防費
⑪ 教育費	(1) 教育総務費
	(2) 小学校費
	(3) 中学校費
	(4) 社会教育費
	(5) 青少年対策費
	⑫ 災害復旧費
⑬ 公債費	(1) 公債費
⑭ 諸支出金	(1) 諸費
⑮ 予備費	(1) 予備費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,451,734	0	1,451,734
96,416	0	96,416
560	0	560
77,492	0	77,492
2,253,023	0	2,253,023
632,469	0	632,469
632,469	0	632,469
1,716,306	2,524	1,718,830
1,716,306	2,524	1,718,830
2,980,234	21,947	3,002,181
1,003,442	987	1,004,429
1,066,990	10,332	1,077,322
593,213	10,628	603,841
303,108	0	303,108
13,481	0	13,481
1	0	1
1	0	1
3,157,347	0	3,157,347
3,157,347	0	3,157,347
6,000	0	6,000
6,000	0	6,000
30,000	0	30,000
30,000	0	30,000
43,049,408	176,927	43,226,335

一般会計

第2表 地方債の補正

起債の目的	補正				前	
	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法	
					期間 (据置期間を含む)	方法
地域交流センター整備事業	千円 128,100	国 銀行 その他	公債証券の発行又は普通貸借の方法により借入れる。 公債証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき100円とする。 ただし、財政又は工事の都合により、翌年度に繰越して起債することができる。	年5.00%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しが行われた場合には、当該見直し後の利率とする。	30年以内	毎年度元利均等又は元金均等の方法により償還する。 なお、借入先の融資条件に変更あるときは、その融資条件に従う。 ただし、財政の都合その他により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利の地方債に借換えることができる。
水道事業会計 水道管路耐震化事業	62,700					





## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## (1) 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
① 市 税	17,096,000	0	17,096,000
② 地 方 譲 与 税	213,997	0	213,997
③ 利 子 割 交 付 金	33,000	0	33,000
④ 配 当 割 交 付 金	173,000	0	173,000
⑤ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	245,000	0	245,000
⑥ 法 人 事 業 税 交 付 金	263,000	0	263,000
⑦ 地 方 消 費 税 交 付 金	2,420,000	0	2,420,000
⑧ 地 方 特 例 交 付 金	169,000	0	169,000
⑨ 地 方 交 付 税	3,920,000	0	3,920,000
⑩ 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,495	0	18,495
⑪ 分 担 金 及 び 負 担 金	24,779	0	24,779
⑫ 使 用 料 及 び 手 数 料	790,521	0	790,521
⑬ 国 庫 支 出 金	7,925,760	62,760	7,988,520
⑭ 県 支 出 金	3,137,030	0	3,137,030
⑮ 財 産 収 入	48,712	0	48,712
⑯ 寄 附 金	793,600	0	793,600
⑰ 繰 入 金	1,898,781	90,268	1,989,049
⑱ 繰 越 金	1	0	1
⑲ 諸 収 入	1,905,632	2,999	1,908,631
⑳ 市 債	1,973,100	20,900	1,994,000
歳 入 合 計	43,049,408	176,927	43,226,335

一般会計

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
① 議会費	324,945	0	324,945
② 総務費	5,214,211	22,956	5,237,167
③ 民生費	18,289,761	81,513	18,371,274
④ 衛生費	5,514,173	42,494	5,556,667
⑤ 労働費	60,727	0	60,727
⑥ 農林水産業費	229,429	5,493	234,922
⑦ 商工費	994,085	0	994,085
⑧ 土木費	3,899,720	0	3,899,720
⑨ 都市計画費	632,469	0	632,469
⑩ 消防費	1,716,306	2,524	1,718,830
⑪ 教育費	2,980,234	21,947	3,002,181
⑫ 災害復旧費	1	0	1
⑬ 公債費	3,157,347	0	3,157,347
⑭ 諸支出金	6,000	0	6,000
⑮ 予備費	30,000	0	30,000
歳出合計	43,049,408	176,927	43,226,335

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	0
0	0	12,400	2,000	8,556
62,760	0	0	12	18,741
0	0	8,500	0	33,994
0	0	0	0	0
0	0	0	0	5,493
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	2,524
0	0	0	987	20,960
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
62,760	0	20,900	2,999	90,268

一般会計

## [款] ⑬ 国庫支出金

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
⑬ 国庫支出金	7,925,760	62,760	7,988,520
(1) 国庫負担金	6,168,674	52,757	6,221,431
1 民生費国庫負担金	6,159,045	52,757	6,211,802
(2) 国庫補助金	1,733,540	10,003	1,743,543
2 民生費国庫補助金	325,782	10,003	335,785

入

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
3 生活保護費負担金	52,757	(生活福祉課) 生活保護費負担金 52,757 受給中世帯分 $48,591,000円 \times 3/4 = 36,443,250円$ 廃止世帯分 $21,752,000円 \times 3/4 = 16,314,000円$
4 生活保護費補助金	10,003	(生活福祉課) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 10,003 最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事務体制整備等事業 $9,563,000円 \times 10/10 = 9,563,000円$ 業務効率化事業 $880,000円 \times 1/2 = 440,000円$

一般会計

[款] ⑰ 繰入金

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
⑰ 繰入金	1,898,781	90,268	1,989,049
(1) 基金繰入金	1,828,162	90,268	1,918,430
1 財政調整基金繰入金	1,620,101	90,268	1,710,369

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	90,268	(財政課) 財政調整基金繰入金 90,268

一般会計

[款] ⑱ 諸収入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
⑱ 諸収入	1,905,632	2,999	1,908,631
(5) 雑入	1,256,273	2,999	1,259,272
2 雑入	1,254,854	2,999	1,257,853

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
8 雑入	2,999	(地域振興課) コミュニティ助成事業助成金 2,000  (生活福祉課) 社会保険料個人負担金 12  (学校教育課) 生成A Iパイロット校事業委託金 987

一般会計

[款] ㊾ 市債

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
㊾ 市債	1,973,100	20,900	1,994,000
(1) 市債	1,973,100	20,900	1,994,000
1 総務債	128,100	12,400	140,500
3 衛生債	478,000	8,500	486,500

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理債	12,400	(地域振興課) 地域交流センター整備事業債 12,400
1 保健衛生債	8,500	(財政課) 水道事業会計水道管路耐震化事業債 8,500

一般会計

## (3) 歳

## [款] ② 総務費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳
② 総務費	5,214,211	22,956	5,237,167	特定財源 14,400 一般財源 8,556
(1) 総務管理費	4,392,173	22,956	4,415,129	特定財源 14,400 一般財源 8,556
5 財産管理費	6,820	8,100	14,920	特定財源 0 一般財源 8,100
17 自治振興費	195,751	2,456	198,207	特定財源 2,000 (内訳) 諸収入 2,000 一般財源 456
18 地域交流センター費	300,083	12,400	312,483	特定財源 12,400 (内訳) 市債 12,400 一般財源 0

## 出

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助 及び交付金	8,100	(契約管財課) 高砂公民館跡売却事業 【 8,100】 負担金補助及び交付金 [ 8,100] 高砂公民館跡解体工事費負担金 8,100
18 負担金補助 及び交付金	2,456	(危機管理室) 地域安全対策事業 【 456】 負担金補助及び交付金 [ 456] 児童見守り推進事業費補助金 456  (地域振興課) コミュニティ助成事業 【 2,000】 負担金補助及び交付金 [ 2,000] 一般コミュニティ助成事業助成金 2,000
14 工事請負費	12,400	(地域振興課) 各地域交流センター整備事業 【 12,400】 工事請負費 [ 12,400]

一般会計

[款] ③ 民生費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳
③ 民生費	18,289,761	81,513	18,371,274	特定財源 62,772 一般財源 18,741
(1) 社会福祉費	6,885,883	715	6,886,598	特定財源 0 一般財源 715
2 障害者援助費	3,260,955	715	3,261,670	特定財源 0 一般財源 715
(4) 生活保護費	2,348,611	80,798	2,429,409	特定財源 62,772 一般財源 18,026
1 生活保護総務費	167,571	10,455	178,026	特定財源 10,015 (内訳) 国庫支出金 10,003 諸収入 12 一般財源 440
2 扶助費	2,181,040	70,343	2,251,383	特定財源 52,757 (内訳) 国庫支出金 52,757 一般財源 17,586

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	715	(障がい福祉課) 障害者自立支援事業 委託料 【 715】 〔 715〕 障害福祉システム改修委託料 715
1 報酬	1,887	(生活福祉課) 生活保護事務事業 報酬 【 10,455】 〔 1,887〕
3 職員手当等	5,549	事務等担当者報酬 1,887 職員手当等 〔 5,549〕 時間外勤務手当 5,078
4 共済費	423	期末勤勉手当 471 共済費 〔 423〕 共済組合負担金 168
8 旅費	36	社会保険料 255 旅費 〔 36〕 需用費 〔 357〕
10 需用費	357	消耗品費 300 印刷製本費 57
11 役務費	1,323	役務費 〔 1,323〕 郵便料 403 口座振替手数料 920
12 委託料	880	委託料 〔 880〕 生活保護システム改修委託料 880
19 扶助費	70,343	(生活福祉課) 生活保護援護事業 扶助費 【 70,343】 〔 70,343〕 生活扶助費 70,343

一般会計

[款] ④ 衛生費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳
④ 衛生費	5,514,173	42,494	5,556,667	特定財源 8,500 一般財源 33,994
(1) 保健衛生費	3,591,257	15,000	3,606,257	特定財源 8,500 一般財源 6,500
1 保健衛生総務費	2,646,817	15,000	2,661,817	特定財源 8,500 (内訳) 市債 8,500 一般財源 6,500
(2) 清掃費	1,922,916	27,494	1,950,410	特定財源 0 一般財源 27,494
2 ごみ減量化・再 資源化推進費	20,478	27,494	47,972	特定財源 0 一般財源 27,494

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	15,000	(財政課) 水道事業会計繰出事業 繰出金 【 15,000】 水道事業会計へ繰出金 [ 15,000] 15,000
24 積立金	27,494	(エコクリーンピアはりま) リサイクル基金積立事業 積立金 【 27,494】 [ 27,494]

一般会計

[款] ⑥ 農林水産業費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳
⑥ 農林水産業費	229,429	5,493	234,922	特定財源 0 一般財源 5,493
(1) 農業費	195,059	5,493	200,552	特定財源 0 一般財源 5,493
8 林業費	24,868	5,493	30,361	特定財源 0 一般財源 5,493

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
24 積立金	5,493	(農林水産課) 森林環境整備基金積立事業 積立金 【 5,493】 〔 5,493〕

一般会計

[款] ⑩ 消防費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳
⑩ 消防費	1,716,306	2,524	1,718,830	特定財源 0 一般財源 2,524
(1) 消防費	1,716,306	2,524	1,718,830	特定財源 0 一般財源 2,524
2 非常備消防費	78,709	2,524	81,233	特定財源 0 一般財源 2,524

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
11 役務費	2,524	(総務課(消防)) 消防団施設整備事業 【 2,524】 役務費 [ 2,524] アスベスト測定手数料 2,524

一般会計

[款] ① 教育費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳
① 教育費	2,980,234	21,947	3,002,181	特定財源 987 一般財源 20,960
(1) 教育総務費	1,003,442	987	1,004,429	特定財源 987 一般財源 0
2 事務局費	959,599	987	960,586	特定財源 987 (内訳) 諸収入 987 一般財源 0
(2) 小学校費	1,066,990	10,332	1,077,322	特定財源 0 一般財源 10,332
5 学校建設費	104,280	10,332	114,612	特定財源 0 一般財源 10,332
(3) 中学校費	593,213	10,628	603,841	特定財源 0 一般財源 10,628
5 学校建設費	31,880	10,628	42,508	特定財源 0 一般財源 10,628

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
7 報償費	15	(学校教育課) 情報教育管理事業 【 987】 報償費 [ 15]
8 旅費	879	旅費 [ 879] 需用費 [ 93] 消耗品費 93
10 需用費	93	
11 役務費	10,332	(教育総務課) 小学校施設建設事業 【 10,332】 役務費 [ 10,332] アスベスト測定手数料 10,332
11 役務費	10,628	(教育総務課) 中学校施設建設事業 【 10,628】 役務費 [ 10,628] アスベスト測定手数料 10,628

一般会計

補正予算給与費明細書

(予算に関する説明書)

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与			合計	共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当				
補正前の額	( 501 ) 732	千円 578,195	千円 3,002,677	千円 2,233,722	千円 5,814,594	千円 1,156,477	千円 6,971,071	
補正額	( 1 )	1,887		5,549	7,436	423	7,859	
合計	( 502 ) 732	580,082	3,002,677	2,239,271	5,822,030	1,156,900	6,978,930	

( )内は短時間勤務職員を外書

区分	職員手当の内訳										計		
	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当		管理職別勤務手当	期末勤勉手当
補正前の額	千円 73,722	千円 223,656	千円 29,906	千円 52,086	千円 10,115	千円 212,339	千円 9,454	千円 42,219	千円 119,352	千円 225	千円 1,460,648	千円	千円 2,233,722
補正額						5,078					471		5,549
合計	73,722	223,656	29,906	52,086	10,115	217,417	9,454	42,219	119,352	225	1,461,119		2,239,271

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与			合計	共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当				
補正前の額	( 70 ) 678	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
			2,808,117	1,967,850	4,775,967	963,138	5,739,105	
補正額	( )			5,078	5,078		5,078	
合計	( 70 ) 678		2,808,117	1,972,928	4,781,045	963,138	5,744,183	

( )内は短時間勤務職員を外書

区分	職員手当の内訳										計					
	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当		管理職員特別勤務手当	期末勤手当	単身赴任手当		
補正前の額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	73,722	210,037	29,906	46,404	9,592	205,229	9,454	41,832	119,352	225	1,222,097					1,967,850
補正額						5,078										5,078
合計	73,722	210,037	29,906	46,404	9,592	210,307	9,454	41,832	119,352	225	1,222,097					1,972,928

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与				合計	備考
		報酬	給料	職員手当	費		
補正前の額 ( 431 ) 54		千円 578,195	千円 194,560	千円 265,872	千円 1,038,627	千円 193,339	千円 1,231,966
補正額 ( 1 )		1,887		471	2,358	423	2,781
合計 ( 432 ) 54		580,082	194,560	266,343	1,040,985	193,762	1,234,747

( )内は短時間勤務職員を外書

区分	職員手当の内訳							計
	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	期末勤勉手当	
補正前の額	千円 13,619	千円 5,682	千円 523	千円 7,110	千円 387	千円 238,551	千円 265,872	
補正額						471	471	
合計	13,619	5,682	523	7,110	387	239,022	266,343	



(予算に関する説明書)

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高

区 分	前前年度末	前年度末	当 該 年 度 中		
	現 在 高	現 在 高	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		
	千円	千円	補正前の額 千円	補正額 千円	補正後の額 千円
1 普通債	26,025,167	26,853,174	2,607,200	20,900	2,628,100
(1)土木	8,925,637	8,933,989	869,600	0	869,600
(2)教育	4,325,908	4,679,403	237,000	0	237,000
(3)公営住宅	449,654	361,012	27,900	0	27,900
(4)消防	917,607	973,854	807,300	0	807,300
(5)その他	11,406,361	11,904,916	665,400	20,900	686,300
2 災害復旧債	1,411	1,144	0	0	0
(1)その他	1,411	1,144	0	0	0
3 その他	14,252,895	12,862,447	0	0	0
(1)住民税等減 税補てん債	30,184	9,762	0	0	0
(2)臨時財政対 策債	13,829,033	12,507,961	0	0	0
(3)減収補てん 債	393,678	344,724	0	0	0
計 ( 補 正 額 )	———	———	———	20,900	———
補 正 前 の 額	40,279,473	39,716,765	2,607,200	———	———
合 計	40,279,473	39,716,765	2,607,200	20,900	2,628,100

並びに当該年度末における現在高の見込みに関する補正調書

増 減 見 込 額			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額			
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,482,460	0	1,482,460	27,977,914	20,900	27,998,814
383,391	0	383,391	9,420,198	0	9,420,198
428,501	0	428,501	4,487,902	0	4,487,902
58,976	0	58,976	329,936	0	329,936
70,877	0	70,877	1,710,277	0	1,710,277
540,715	0	540,715	12,029,601	20,900	12,050,501
267	0	267	877	0	877
267	0	267	877	0	877
1,367,121	0	1,367,121	11,495,326	0	11,495,326
9,762	0	9,762	0	0	0
1,308,402	0	1,308,402	11,199,559	0	11,199,559
48,957	0	48,957	295,767	0	295,767
—	0	—	—	20,900	—
2,849,848	—	—	39,474,117	—	—
2,849,848	0	2,849,848	39,474,117	20,900	39,495,017



第 2 回  
令和 8 年度高砂市  
水道事業会計  
補 正 予 算



第2回 令和8年度高砂市水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和8年度水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入の補正)

第2条 予算第4条本文括弧書中「不足する額606,135千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。」を「不足する額591,135千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入 (既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 資本的収入	2,039,497 千円	15,000 千円	2,054,497 千円
第4項 負担金	420,100 千円	15,000 千円	435,100 千円

令和8年6月9日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

令和8年度高砂市水道事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

収 入

( 単位 : 千円 )

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			2,039,497	15,000	2,054,497
	4 負担金		420,100	15,000	435,100
		1 負担金	420,100	15,000	435,100

令和8年度高砂市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位:千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	289,387	0	289,387
減価償却費	453,006	0	453,006
引当金の増減額(△は減少)	111	0	111
長期前受金戻入額	△ 231,303	0	△ 231,303
受取利息及び受取配当金	△ 1	0	△ 1
支払利息	87,528	0	87,528
固定資産除却費	31,175	0	31,175
固定資産売却損益	0	0	0
未収金の増減額(△は増加)	1,131	0	1,131
未払金の増減額(△は減少)	5,696	0	5,696
預り金の増減額(△は減少)	0	0	0
小計	636,730	0	636,730
利息及び配当金の受取額	1	0	1
利息の支払額	△ 87,528	0	△ 87,528
業務活動によるキャッシュ・フロー	549,203	0	549,203
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 2,108,417	0	△ 2,108,417
有形固定資産の売却による収入	2	0	2
有形固定資産の取得に係る寄附金収入	6,836	0	6,836
無形固定資産の取得による支出	0	0	0
負担金収入	416,700	15,000	431,700
国庫補助金等収入	14,775	0	14,775
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,670,104	15,000	△ 1,655,104
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	1,597,100	0	1,597,100
企業債の償還による支出	△ 330,603	0	△ 330,603
リース債務の返済による支出	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,266,497	0	1,266,497
現金及び現金同等物の増加額	145,596	15,000	160,596
現金及び現金同等物の期首残高	1,334,229	0	1,334,229
現金及び現金同等物の期末残高	1,479,825	15,000	1,494,825

令和8年度高砂市水道事業予定貸借対照表  
(令和9年3月31日)

		資	産	の	部	
						(単位：千円)
1	固	定	資	産		
	(1)	有	形	固	定	資
		イ	土	地		482,354
		ロ	立	木		6,930
		ハ	建	物	363,526	
			減	価	償	却
			累	計	額	△ 279,209
						84,317
		ニ	構	築	物	5,348,593
			減	価	償	却
			累	計	額	△ 1,801,456
						3,547,137
		ホ	送	配	水	管
			減	価	償	却
			累	計	額	△ 8,272,512
						8,749,367
		ヘ	機	械	及	び
			装	置		4,732,541
			減	価	償	却
			累	計	額	△ 4,105,308
						627,233
		ト	量	水	器	212,274
			減	価	償	却
			累	計	額	△ 110,581
						101,693
		チ	車	両	運	搬
			具			32,510
			減	価	償	却
			累	計	額	△ 12,674
						19,836
		リ	工	具	器	具
			備	品		71,242
			減	価	償	却
			累	計	額	△ 67,896
						3,346
		ヌ	リ	ー	ス	資
			産			0
			減	価	償	却
			累	計	額	0
		ル	建	設	仮	勘
			定			172,128
			有	形	固	定
			資	産	合	計
						13,794,341
	(2)	無	形	固	定	資
		イ	電	話	加	入
			権			243
		ロ	施	設	利	用
			権			0
			無	形	固	定
			資	産	合	計
						243
	(3)	投	資			
		イ	長	期	貸	付
			金			0
			投	資	合	計
						0
			固	定	資	産
			合	計		13,794,584
2	流	動	資	産		
	(1)	現	金	預	金	1,494,825
	(2)	未	収	金		94,590
		貸	倒	引	当	金
						△ 1,392
	(3)	前	払	費	用	502
			流	動	資	産
			合	計		1,588,525
			資	産	合	計
						15,383,109

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良企業債	6,006,091		
企業債合計		6,006,091	
(2) リース債務		0	
固定負債合計			6,006,091
4 流動負債			
(1) 一時借入金		0	
(2) 企業債			
イ 建設改良企業債	313,108		
企業債合計		313,108	
(3) リース債務		0	
(4) 未払金		200,920	
(5) 前受金		2,928	
(6) 預り金		65,048	
(7) 引当金			
イ 賞与引当金	7,266		
引当金合計		7,266	
流動負債合計			589,270
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		12,208,182	
(2) 収益化累計額		△ 6,492,237	
繰延収益合計			5,715,945
負債合計			12,311,306

資本の部

6 資本金			147,978
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
資本剰余金合計		0	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分			
利益剰余金	2,923,825		
利益剰余金合計		2,923,825	
剰余金合計			2,923,825
資本合計			3,071,803
負債・資本合計			15,383,109



# 予算説明書

## 資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	節	既決予定額
1 資本的収入				2,039,497
	4 負担金			420,100
		1 負担金		420,100
			1 一般会計負担金	382,700

( 単位 : 千円 )

補正予定額	計	備 考
15,000	2,054,497	
15,000	435,100	
15,000	435,100	
15,000	397,700	一般会計負担金追加 15,000